

環境と産業の未来のために

No.
105
2022.1 vol.29

新 春 号

産廃振興財団NEWS

CONTENTS

炭素社会から水素社会へ

公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団理事長 加藤 幸男

「地域脱炭素元年」として脱炭素ドミノを起こす

環境大臣(兼内閣府原子力防災担当大臣) 山口 壯

新たな課題に取り組む年に

日本経済団体連合会 専務理事 棕田 哲史

令和3年度(第27回)全国担当者会議開催

再生品認証業務 業務実施状況

令和4年度環境省重点施策
(環境再生・資源循環局関係)

都道府県の産廃対策〔38〕 和歌山県

債務保証シリーズ〔27〕

(株)京都環境保全公社を訪ねて



公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

CONTENTS

○新年に思う

炭素社会から水素社会へ 公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団理事長 加藤 幸男 03

○年頭所感

「地域脱炭素元年」として脱炭素ドミノを起こす 環境大臣(兼内閣府原子力防災担当大臣) 山口 壯 06

○経団連から

新たな課題に取り組む年に 日本経済団体連合会 専務理事 棕田 哲史 08

○全国担当者会議

令和3年度(第27回)全国担当者会議開催 09

福島県川俣町事案における行政代執行の概要と費用求償について 10

PCB廃棄物処理の推進ー低濃度PCB廃棄物等の無害化処理の現状と今後の処理促進策についてー 14

事業の透明性に係る基準に基づく適合証明について 16

産業廃棄物等の廃棄物資源化推進への取組について 17

○再生品認証

再生品認証業務(建設汚泥再生品等の有価物該当性に係る審査認証業務)業務実施状況 18

○解説

令和4年度環境省重点施策(環境再生・資源循環局関係) 22

○都道府県の産廃対策[38]

ごみの散乱を「しない」「させない」「許さない」和歌山県の取組について 和歌山県 24

○債務保証シリーズ[27]

(株)京都環境保全公社を訪ねて 地域循環共生圏の構築へ向けて新焼却施設を建設中 28

○産廃懇話会

第76回産廃懇話会を開催 32

○経営相談会

環境DXオンラインEXPO2021に出展 33

○講習会

建設現場従事者の産業廃棄物・汚染土壌排出管理者講習会 35

○出版案内

建設現場従事者のための産業廃棄物等取扱ルール(改訂4版) 36

事例から学ぶ 廃棄物処理実務に潜む日常的リスクの回避術 37

○財団のうごき

理事会・評議員会を開催 38

○産業廃棄物処理業経営塾OB会

オンライン施設見学勉強会「2050脱炭素社会の実現へ」開催 39

OB会企業紹介 (株)安部工業・(株)貴藤 43

○四方山話

起業しました! (株)WIN&WIN 今井 佳昭 47

表紙画像: 清水寺(世界文化遺産)

炭素社会から水素社会へ



(公財)産業廃棄物処理事業振興財団理事長
加藤 幸男

皆さん、明けましておめでとうございます。
新しい年、2022年がスタートしました。

昨年は、コロナの感染が急拡大する未曾有の苦境に直面し、経済活動もまた日常の社会生活も大きな制約を受け、閉塞感に苛まれる重苦しい年となりました。

我が国では、秋口になってやっと新規の感染者数は落ち着きを見せ始め、緊急事態宣言も全面的に解除されました。しかしながら年末には再びオミクロンという新種の株によって、ヨーロッパやアメリカなどで、感染が拡大し、日本にも市中感染が出始めるなどコロナ対策は今年も気を抜けない重要課題となりそうです。

さて、今年2022年という年は、コロナ対策以外にも解決しなければならない大きな課題を抱えた年であり、将来の行く末を左右する重要な年と言っても過言ではありません。

即ち、大胆なグリーンイノベーションを実行することによって、今や待ったなしの気候変動対策

に有効打を放ちながら、同時にこれまでの化石資源にどっぷり依存した体制から脱却し、新たな産業構造と社会生活様式の構築に向かう確実な一歩を踏み出す年としなければなりません。

換言すれば、後世の人から2022年は第5次産業革命が始まった年と言われるような画期的な前進を刻む年にしなければならないと思っておりますし、そうなるよう願って止みません。

そのキーワードの1つは、炭素社会から水素社会への大転換だと思います。

昨秋、イギリスのグラスゴーでCOP26が開催され、そこでの議論を通じて、これまで「2度未満」とされてきた目標を「1.5度目標」と明記されるなど大きな前進がみられましたが、一方で中国やインドなどの抵抗により石炭火力発電の「段階的廃止」が合意に至らず「段階的削減」という表現に留まるなど、この問題で各国が歩調を合わせることの難しさを如実に示しました。

我が国におきましても、昨年10月に新たな地球温暖化対策計画やエネルギー基本計画が成立し、



2050年カーボンニュートラルに向けての動きが、各界、各分野において加速進展してきております。

脱炭素化に向けた動きは、廃棄物・資源循環分野でも例外ではありません。

2020年末に公表された「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」の中で資源循環関連産業においても、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることが明記されました。

そして、昨年8月には「廃棄物・資源循環分野における2050年温室効果ガス排出実質ゼロに向けた中長期シナリオ(案)」が公表され、これを契機に業界の中でも一気に関心が高まり、議論が活発化してきております。

私共財団では、2020年の12月に廃棄物を熱源とするエネルギー化を推進すべく産官学の有識者が参加する「自立分散型エネルギー研究会」を立ち上げると共に、その地産地消エネルギーを核とした地域循環共生圏の構築を目指して各地域で検討会を展開して参りました。

廃棄物のエネルギー化は、廃棄物の持つ有用な熱源をエネルギーとして回収することを通して他の処理方法によるCO₂の排出を抑制するだけでなく、理論上は例えば石炭火力発電から生じるCO₂を削減することにつながることから、前掲の「中長期シナリオ(案)」においても廃棄物・資源循環分野におけるカーボンニュートラルを達成す

るための有用且つ現実的な施策と位置付けられております。

しかし、確かに廃棄物のエネルギー化は全体として他のCO₂の排出を大幅に抑制、削減に寄与するものでありますが、それ自体はCO₂を出すことに変わりはなく、実質ゼロを目指し自己完結するにはCCUSの技術を搭載したエネルギープラントシステムに仕上げる必要があります。

そこで財団としてもエネルギー化プラントから発生するCO₂を捕捉し、それを有価物として有効活用するにはどうしたら良いかという観点に立って様々な手段やメニューの検討に着手しております。その典型的な例を模式図的にp.5に示します。

私共財団はお陰様で今年で設立30年を迎え、いよいよ而立となります。

この間、ひたすら産業廃棄物の適正処理や産業廃棄物処理業の健全な発展に資する様々な事業に取り組んで参りましたし、今後とも一層の努力を継続することは勿論のことではありますが、我々の新たな使命は廃棄物・資源循環分野のカーボンニュートラルの実現に向けたソリューションを提供することであると考えております。

今後とも産官学の緊密な連携の下で、関係する皆さん方と共に一緒に研鑽に励み、今日的な政策課題を一つ一つ解決に導く存在でありたいと願っております。

財団が設立30周年を迎えるこの2022年という
年が、明るく輝かしい年になりますよう精一杯の
努力を傾注して参ります。

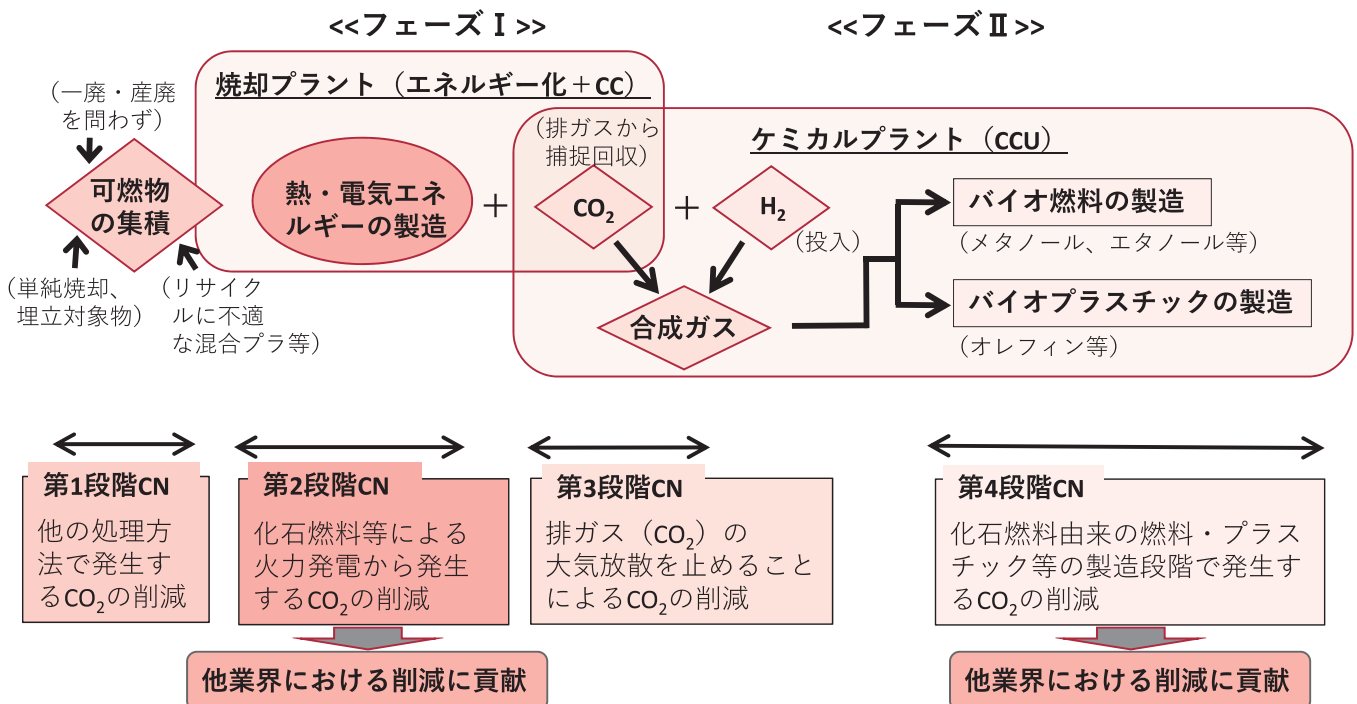
関係皆さん方におかれましては、倍旧のご理解
とご支援をお願い申し上げます。

廃棄物処理業界におけるC N対策（参考例）

廃棄物処理業界でのC N（カーボンニュートラル）対策は、

- フェーズⅠ <焼却炉によるエネルギー製造と排ガスからのCO₂回収> および
- フェーズⅡ <回収したCO₂を有価物として活用。例えば農林利用や鉱物化等の固定化のほか、H₂との化学反応による合成ガス製造を経て、各種バイオ燃料やバイオプラスチック等の化学品を製造>

により完結させる。



「地域脱炭素元年」として 脱炭素ドミノを起こす



環境大臣(兼内閣府原子力防災担当大臣)

山口 壯

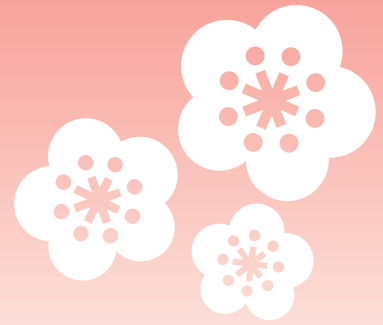
明けましておめでとうございます。新たな年を迎え、環境行政に対する国民の皆様の御期待に応えられるよう決意を新たにし、ご挨拶を申し上げます。

昨年10～11月に、岸田総理や私が参加した英国・グラスゴウの気候変動COP26は、歴史的なCOPと評価して良いと思います。特に、市場メカニズムの実施ルールについては、我が国が行った提案がベースとなり合意が成立しました。また、途上国を支援する資金、各国の削減努力の透明性に関する議論にも、大きく貢献しました。我が国の提案は、環境省などが長きにわたって蓄えてきた経験がベースとなって実現できたものです。今回のCOPの結果は、世界全体が、1.5度目標の達成に向け、脱炭素化をより本格的に実行する段階に入ったことを意味します。いよいよ世界全体での巨大な脱炭素市場が誕生し、カーボンニュートラルに向けた競争が加速化することになります。

我が国は、COP26の開催より前に、2050年までのカーボンニュートラル及び2030年度温室効果ガス46%削減の実現を目指し、50%の高みに向けた挑戦を続けることを表明していました。

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、2030年までが「勝負の10年」となります。そのために、10月に閣議決定した地球温暖化対策計画において行程を示したところです。

今年は、「地域脱炭素元年」として、脱炭素社会への移行に全力を尽くします。パリ協定の実施ルールが決まった今、残るは実践です。デジタルを含む脱炭素技術の更なるイノベーションを推進するとともに、再生可能エネルギーなどの地域資源を徹底活用したグリーン社会を実現することで、「科学技術立国」「地方活性化」に貢献したいと思います。具体的には、1月から、脱炭素先行地域の募集を始めます。先行地域の実現に向け、補正と当初予算案において、脱炭素地域づくり関係で、新たな地域脱炭素移行・再エネ推進交付金と新たな財政投融资の創設など、合計1000億円以上を重点配分しました。これは東日本大震災復興特別会計関係を除く、環境省の当初予算の約1/3の規模です。先行地域から、脱炭素ドミノを起こし、全国の脱炭素化を進めます。そのために、私、副大臣、政務官が率先して、地域脱炭素に向けた全国行脚をする決意です。



さらに、CO₂削減や食品ロス・使い捨てプラスチック削減等をはじめとした環境配慮行動に対するポイント付与の仕組みづくりの創出への支援による、社会全体の行動変容を後押しします。カーボンプライシングについても、産業界の意見も良く聞きながら、引き続き検討を進めてまいります。

循環経済と分散型自然共生社会に向けた移行にも取り組みます。循環経済関連ビジネス市場規模80兆円以上、陸・海の30%の保全(30by30)に向けて集中的な取組を進めてまいります。

環境外交も強化します。COP26で合意したルールを踏まえ、二国間クレジット制度を活用して、世界の脱炭素市場に日本の優れたソリューションを展開してまいります。さらに、今年の生物多様性COP15や海洋プラスチックごみに対処する新たな国際的枠組みづくりにも、環境省が蓄えてきた知見を十分に活かして、主導的な役割を果たしてまいります。

また、環境省の不変の原点である公害健康被害

の救済・補償や、軽石を含む海岸漂着物対策など、人の命と環境を守る取組を着実に進めてまいります。

今後も東日本大震災・原発事故からの復興・再生に向けては、今年度中に除去土壌等の中間貯蔵施設への搬入を概ね完了させるなど除染等の事業の着実な実施に加え、福島県内の除去土壌等の2045年までの県外最終処分に向けて、再生利用等に関する全国での理解醸成活動をさらに展開するとともに、福島の復興を一層進めるため未来志向の取組を展開します。

原子力防災に関しては、地元住民の安全・安心にとって重要であり、その備えに「終わり」や「完璧」はありません。引き続き、関係自治体や関係省庁と緊密に連携して、各地域の原子力防災体制の更なる充実・強化に取り組んでまいります。

最後に、持続可能な社会は、様々な関係者のご理解とご協力無くしては実現できません。今年も関係者の皆様のますますのご健勝を祈念いたしますとともに、心を合わせて政策を進めてまいりたいと思います。

新たな課題に取り組む年に



日本経済団体連合会 専務理事

むくた さとし
椋田 哲史

2022年の年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の発生から二年を経て、いまだ終息に向け予断を許さない状況ですが、本年においてはWithコロナにおける社会経済活動の活性化が急務です。

経団連では、昨年6月に就任された十倉新会長のリーダーシップのもと、新型コロナ禍の克服とサステイナブルな資本主義による、持続可能で豊かな未来社会、即ちSociety 5.0 for SDGsの実現に全力で取り組んでいます。

サステイナブルな資本主義に取り組むうえで、いうまでもなく、環境問題は最重要課題のひとつです。本年4月にプラスチック資源循環促進法の施行を控え、今後、廃棄物・資源循環分野においては、すでに多くの実績を積み重ねてきた3Rの推進に加えて、プラスチック資源循環、さらにはカーボンニュートラルへの貢献といった新たな課題への対応が求められるようになって見られています。また、サーキュラー・エコノミーへの国際的な関心が高まるなか、日本経済界としても、幅広い関係者の更なる理解醸成を図るとともに、中長期的な競争力の源泉とすべく自主的に取り組むことが重要と考えています。

こうした変化のさなかにあっても、廃棄物の適正処理を徹底することが事業活動を行ううえでの前提であることは変わりません。コロナ禍において、適正処理の継続のための迅速かつ的確な対応に尽力されている関係各位、なにより、滞ることなく廃棄物処理事業を行われている優良処理事業者の皆様に、心より敬意を表します。

また、産業廃棄物処理事業振興財団では、昨年来、産学官連携により、廃棄物からのエネルギー回収を通じた自立・分散型エネルギー供給に関する検討をされていると伺っているところです。新たな成果が生まれる年となりますことを期待しております。

経団連においては、本年も循環型社会形成自主行動計画を推進するとともに、サステイナブルな資本主義に相応しい廃棄物処理・資源循環の構築やサーキュラー・エコノミーの推進といった新たな課題にも積極的に取り組んでいく所存です。

加藤理事長のリーダーシップのもと、優良な処理事業者の育成や連携に取り組む産業廃棄物処理事業振興財団および関係者の皆様方とのパートナーシップは、ますます重要になると考えております。本年もよろしくお願い申し上げます。

令和3年度(第27回)全国担当者会議開催

公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

令和3年10月7日(木)、WEB(リモート)方式により「令和3年度(第27回)廃棄物処理センター等全国担当者会議」を開催しました。当日は環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課の神谷洋一課長を来賓としてお招きし、全国の自治体、廃棄物処理センター等の産業廃棄物関係のご担当者をあわせ119名のご参加をいただきました。

会議ははじめに、ご来賓の神谷課長にご挨拶をいただき、その後、「産業廃棄物処理行政の現状と今後の方向性について」というテーマでの基調講演をいただきました。

その後議事に入り、当財団の適正処理対策部長・藤田の司会で、不法投棄・不適正処理事案に係る支障除去等事業の取り組み等について「福島県川俣町事案における行政代執行の概要と費用求償」と題し、福島県生活環境部産業廃棄物課の吉津澄人主幹兼副課長より事例発表をしていただきました。

休憩をはさんで、当財団の技術部長・長田よりPCB廃棄物処理の推進「低濃度PCB廃棄物等の無害化処理の現状と今後の処理促進策」について説明しました。

次に、当財団の企画部長・改田より優良産廃処理業者認定制度事業の透明性の基準に係わる適合証明についてお知らせしました。

続いて、当財団の資源循環推進部長・遠藤より産業廃棄物等の廃棄物資源化推進への取組について説明しました。

引き続き、再生品認証事業推進チームチームリーダー山脇より再生品認証事業について説明しました。(詳細は、p.18～「再生品認証」参照)

最後に、昨年度はコロナウイルス感染症拡大によりやむなく開催を取りやめ、本年度もコロナウイルス感染症拡大の影響が懸念される状況下にありました。9月末に緊急事態宣言は全面解除されるなど、一時の切迫した事態は収まっているものの、いまだ終息への見通しが不透明な状況にあります。本年度は、産業廃棄物を巡る諸課題や適正処理の推進状況に関する情報交換という本会議の意義に照らして何らかの形で開催してもらいたいと各界から数多くのご要望が寄せられたことから、参加者の皆様の安全確保に万全を期すためリモート方式で開催することといたしました。

多数の方にご参加いただき、また、感染防止にご協力賜りましたことに厚く御礼申しあげます。

(総務部)

不法投棄・不適正処理事案の支障除去等事業

福島県川俣町事案における行政代執行の 概要と費用求償について

福島県生活環境部 産業廃棄物課 主幹兼副課長 吉津澄人氏

1 代執行までの経緯

(1) 事案の概要

T社が福島県伊達郡川俣地内に設置していた最終処分場(当時)では、廃棄物と接触した汚水が埋立地内に浸透せず、表面に滞留する状況が継続していた。

県は、平成19年9月に認知して以降、T社に対し、行政指導により対応を求めていたが、改善に至らなかったことから改善命令を発出、その後、埋立法面崩落のおそれが認められたため、措置命令を発出したが、T社の対応が不十分であったことから、代執行を実施するに至った事案である。

(2) 改善命令

平成21年4月16日、行政指導に対するT社の対応が十分ではなかったことから、県は、平成22年1月15日を履行期限として、「集水設備の機能を回復させるために必要な措置を講ずること」を求める内容の改善命令を発出した。

(3) 許可取消

一方、T社及びその役員1名は、同社が保有する給油所の油水分離槽に、別の場所から発生した廃油と汚泥の混合物を投棄しようとしたとして、平成20年2月、廃棄物処理法違反(不法投棄未遂)で立件されていた。

その後、平成21年10月30日に福島地方裁判所



吉津澄人氏

からT社及びその役員1名に対し有罪判決が言い渡され、T社及びその役員からの控訴がなかったため、平成21年11月14日に有罪判決が確定した。

これにより、T社が廃棄物処理法上の欠格要件に該当したことから、県は、平成21年11月26日に、T社が保有する全ての許可を取消した(表1)。

表1 取消した許可

産業廃棄物収集運搬業	特別管理産業廃棄物収集運搬業
産業廃棄物処分業 (中間処理・最終処分)	特別管理産業廃棄物処分業 (中間処理・最終処分)
産業廃棄物処理施設設置 (管理型最終処分場×2・焼却炉×2・汚泥脱水施設)	

(4) 取消し後の指導

許可取消しに伴い、T社は産業廃棄物処理施設の設置者ではなくなったため、4月に発出した改善命令は失効した。

T社には、廃棄物処理法上の施設設置者としての管理義務は存在しないこととなったが、県から、「施設及び土地の所有者として、排水処理などの維持管理を継続すること」を強く指導した。

その結果、T社はこれを了承し、埋立地や水処理施設等の維持管理を継続して行う意思を示した。

(5)措置命令

その後、旧最終処分場の法面に亀裂が見られたことから、平成22年7月、施設の状況を把握するため地質調査(ボーリング調査)を実施したところ、埋立地が軟弱化し、埋立法面の崩壊のおそれがあることが判明した。

このため、県は、T社に対し旧最終処分場の安定化対策を講じるように指導したが、T社より対策を講じる明確な意思が示されなかったことから、平成22年11月19日に、平成22年12月20日を着手期限、平成23年7月20日を履行期限として、「①法面崩壊のおそれを除去するために必要な措置を講ずること、②処分場内に滞留している汚水を除去すること」を求める内容の措置命令を発出した。

T社は着手期限までに業者に委託して測量を開始しており、措置命令を履行する意思があると判断されたが、平成23年3月11日の東日本大震災の影響等もあり、期限までに命令が履行されなかったことから、同年7月21日に、平成24年6月30日を履行期限として、改めて同じ内容の措置命令を発出した。

代執行の実施

(1)命令の不履行

その後、T社に対し、旧最終処分場の安定化対策の具体的な工法を示すよう指示していたが、T社は平成24年3月28日、「自社の調査では、埋立法面崩壊の危険性はない」として、「浸透水の除去及び雨水の浸透防止工事のみ実施し、埋立法面崩

壊のおそれを除去するための措置は実施しない」とする計画書を提出した。

T社は、滞留していた汚水の除去や雨水浸透防止工事は履行期限までに行ったものの、埋立法面崩壊のおそれを除去するための措置を行わず、措置命令で命じた措置として十分なものではなかったことから、県は代執行を実施する方針を決定し、平成24年8月24日に代執行に着手した。

(2)代執行の概要

代執行の内容は、T社所有旧産業廃棄物最終処分場の崩壊のおそれがある埋立法面の押え盛土工事で、平成24年8月～平成26年2月の期間で実施した。

要した経費は、本体工事費47,951,400円のほか、調査・設計業務等を含め55,576,500円となり、その内、本体工事費の3/4に相当する35,963,000円を産廃振興財団が管理する産業廃棄物適正処理推進センター基金から支援を受けた。

3 代執行費用の求償

(1)納付命令

平成25年2月以降、それぞれの業務が完了し、事業費が確定次第、順次求償を開始した。

求償対象者は、T社及び現役員2名、旧役員2名の不真正連帯債務とした(表2)。

表2 納付命令の概要

内容	金額	納付命令
調査・設計業務	4,772,250円	平成25年2月 1日
積算業務	903,000円	平成25年3月 1日
本体工事(平成24年度分)	18,000,000円	平成25年3月29日
本体工事(平成25年度分)	29,951,400円	平成26年3月28日
工事管理業務	1,949,850円	平成26年3月28日
計	55,576,500円	

(2)求償経過(差押え前)

T社は、当初から納付の意思を示し、最初の納付命令の直後から毎月の分納を開始した。

しかしながら、当初こそ100万円前後を納付する月もあったが、平成25年10月以降、平成30年5月までは、おおむね月5万円ずつの分納が継続された(表3)。

納付額として物足りない額であったが、当時、代執行を実施した箇所に補修工事を行う必要が生じ、施設の所有者であるT社の協力を得る必要があったことから、こちらを優先したものである。

表3 平成25年以降平成30年5月までの納付状況

年度	納付額	納付残額
平成24年度	2,603,000円	52,973,500円
平成25年度	1,050,000円	51,923,500円
平成26年度	650,000円	51,273,500円
平成27年度	600,000円	50,673,500円
平成28年度	600,000円	50,073,500円
平成29年度	623,500円	49,450,000円

(3)財産調査・差押え

補修工事が完了した後、費用の求償をさらに進めるため、平成29年7月から9月にかけて、T社及び役員の財産調査(不動産(土地・建物)、預貯金、生命保険等)を実施し、新旧役員が多数の不動産、生命保険を有していることを確認した。

これを受けて、T社と面談し、早期の完納に向けた具体的な弁済計画を示さなければ、差押えに移行する可能性があることを伝達、結果、具体的な分納計画書の提出に至らなかったため、平成30年2月に新旧役員の所有する宅地・居宅(土地6筆・居宅3戸)、生命保険解約時戻金(4口)を差押えた。

なお、旧最終処分場の維持管理に直接影響を与える可能性があることから、法人の所有する事業

用財産については差押えを行わなかった。

(4)求償経過(差押え後)

県は、T社に対し、差押えを実施したことを伝達するとともに、残額の分納計画書提出を要求したところ、T社は、年間1,000万円ずつ返済し、令和5年2月まで(5年間)に完済する計画書を提出した。

しかし、これは速やかな返済とは言えないと判断されたため、再度交渉を実施、より早期の完納を求めたところ、T社は、令和元年12月までに完済するという新たな方針を示し、県は、T社の新計画による分納を認めることとした。

平成30年度、県では、毎月T社に連絡を取り、納付可能額を確認の上、納付通知書を送付した。その結果、平成30年度は、25,600,000円の納付を受け、納付残額は、23,850,000円となった(表4)。

表4 平成30年度の納付状況

月	納付金額	納付残額
平成30年4月	50,000円	49,400,000円
平成30年5月	18,000,000円	31,400,000円
平成30年6月	50,000円	31,350,000円
平成30年7月	500,000円	30,850,000円
平成30年8月	500,000円	30,350,000円
平成30年9月	100,000円	30,250,000円
平成30年10月	100,000円	30,150,000円
平成30年11月	100,000円	30,050,000円
平成30年12月	150,000円	29,900,000円
平成31年1月	2,000,000円	27,900,000円
平成31年2月	4,000,000円	23,900,000円
平成31年3月	50,000円	23,850,000円
計	25,600,000円	23,850,000円

翌令和元年度は、毎月T社の旧最終処分場に赴いて直接面談、納付交渉を行った。

結果、当初の計画よりは若干遅れたが、令和2年3月の納付額をもって、納付命令額55,576,500円の完納に至った(表5)。

表5 令和元年度の納付状況

月	納付金額	納付残額
平成31年4月	50,000円	23,800,000円
令和元年5月	200,000円	23,600,000円
令和元年6月	50,000円	23,550,000円
令和元年8月	50,000円	23,500,000円
令和元年9月	50,000円	23,450,000円
令和元年10月	7,550,000円	15,900,000円
令和元年11月	50,000円	15,850,000円
令和元年12月	50,000円	15,800,000円
令和2年2月	2,000,000円	13,800,000円
令和2年3月	13,800,000円	0円
計	23,850,000円	0円

4 完納に至ったポイント

完納に至ったポイントをあげるとすると、次の3つが考えられる。

- ・対話の継続
- ・事業者の資力
- ・滞納処分(差押え)の効果

まず、対話の継続について、求償に際してだけでなく、許可取消し後の施設の維持管理の指導、その後、代執行に移行するにあたって、T社と

の毎月の電話連絡や直接訪問により交渉・説明を続けてきた。

代執行に着手する頃は、県の説明を理解してもらえず、午後から夜10時を過ぎても終わらない長時間の面談を何度も行ってきた。

このように対話を継続したことにより、必ずしも県の説明を理解してもらえなかったとしても、県の決意は伝わったのだと考える。

次に、事業者の資力については、T社が産業廃棄物処理業の他にも事業を行っており、収入を得る道があったということである。

通常、代執行の求償の対象者は、換価できる財産もなく、他に収入を得る道もない場合がほとんどであり、大きな違いである。

最後に、滞納処分(差押え)の効果については、結果的ではあるが、差押えを行った時期が良かったからだと考える。

代執行当初から財産調査を行ってきたが、維持管理の実施を優先させ、差押えを行わなかった。差押えをせず、対話を継続することで、T社との信頼関係のようなものを築き、補修工事までを完了したタイミングで差押えを行うことで、少しずつでも返済を行っていたT社が、より返済に力を入れるように考えを変えることができたと考えられる。

これらの3つのポイントが揃ったことにより、本事案が完納に至ったと考える。

PCB廃棄物処理

PCB廃棄物処理の推進

－低濃度PCB廃棄物等の無害化処理の現状と今後の処理促進策について－

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団 技術部長 長田 容

低濃度PCB廃棄物の処分期間はPCB特措法において令和9年3月31日までとされている。低濃度PCB廃棄物の処理は全国に整備された無害化処理認定施設等で順調に進められているが、使用中の変圧器やコンデンサー等が低濃度PCBに該当するかどうかの調査は中小事業者を中心に遅れている実態が明らかになっている。全国担当者会議では、最近の低濃度PCB廃棄物の無害化処理の状況と現在国で検討が進められている処理促進策について説明した。

＜無害化処理施設の整備状況＞

低濃度PCB廃棄物は環境大臣による無害化処理認定施設と都道府県及び政令市の長の許可施設で処理が進められている。図に令和3年12月末時点の低濃度PCB廃棄物の無害化処理施設の整備状況を示す。

無害化処理事業者の数は、最近廃業や許可の返上をした事業者があり、環境大臣の認定事業者が33、都道府県知事等の許可事業者が4の合計37事業者となっている。このうち25事業者が焼却処理を行っており、うち17事業者の施設で廃電気機器等の焼却処理が行われている。また、11事業者が変圧器等を洗浄又は分解洗浄処理しており、このうち8事業者は変圧器等の設置場所に処

理施設を持ち込んで処理する移動式の洗浄方式を採用しており、廃業した1事業者も含めこれまで175か所で処理が行われている。

なお、令和元年10月にPCB濃度が0.5%を超え10%以下の可燃性のPCB汚染物が低濃度PCB廃棄物の焼却処理対象とされたが、現在これらの処理を行う事業者は、認定事業者のエコシステム秋田、クレハ環境、神戸環境クリエート、三池精練、富山環境整備及び岡山県許可のエコシステム山陽の合計6事業者となっている。

＜現状の課題と今後の処理促進策＞

低濃度PCB廃棄物の受け皿となる無害化処理施設の数と処理能力はこのように充実してきており順調に処理が進められている一方で、微量のPCBに汚染された変圧器やコンデンサー等は該当性の判断が難しいことから今もなお汚染の有無の確認が行われずに使用され続けられているものが多数存在する。その実態を把握して今後の処理促進策につなげるため、環境省は複数の業界団体と加盟各社を訪問して処理に向けた取組状況に関する調査を数年にわたり実施してきた。その結果、大手事業者では種々の課題はあるもののおおむね処理期限までの処理完了に向けた取組が行われている一方で、中小事業者では低濃度PCBに対す

る理解そのものが進んでいない実態が明らかになった。また、施設内には設置から30年以上経過した電気溶接機、X線機器、昇降機等に加え、低圧受電する施設の分電盤に微量PCB汚染の可能性がある低圧コンデンサーが付属又は内蔵されたものが使用されており、これらについても今後調査対象に加えていくことの重要性が指摘された。

そのため、環境省では今後中小事業者が多く加盟する業界団体を通じて低濃度PCBに関する情報を広く発信し、周知・啓発を図っていくことを目的に、現在微量PCB汚染の可能性がある電気

機器の調査方法をわかりやすく説明する手引きの作成を進めている。

当財団では手引きの作成に当たり、今年度自治体の協力を得て10数社の中小事業者の施設に対する訪問調査を実施してきた。また、PCB特措法の保管状況等の届出情報を解析して届出が少なく調査が進んでいないと思われる業種の抽出を行っている。今後、作成した手引きを必要とする事業者配布して、調査方法をわかりやすく説明し、低濃度PCB廃棄物の処理の促進につなげられるよう引き続き取り組んでいくことにしている。

〈無害化処理事業者の認定／許可の状況〉

【令和3年12月末現在】

(1)無害化処理認定（大臣認定）

事業者数 33事業者

◎焼却方式 23事業者 *

（内、筐体処理：16事業者）

* うち2事業所で認定を受けている事業者1社はそれぞれの事業所を1事業者として計上

◎洗浄方式 10事業者

（内、分解・洗浄方式：2事業者）

移動式 8事業者

固定式 2事業者

(2)都道府県政令市の長の許可

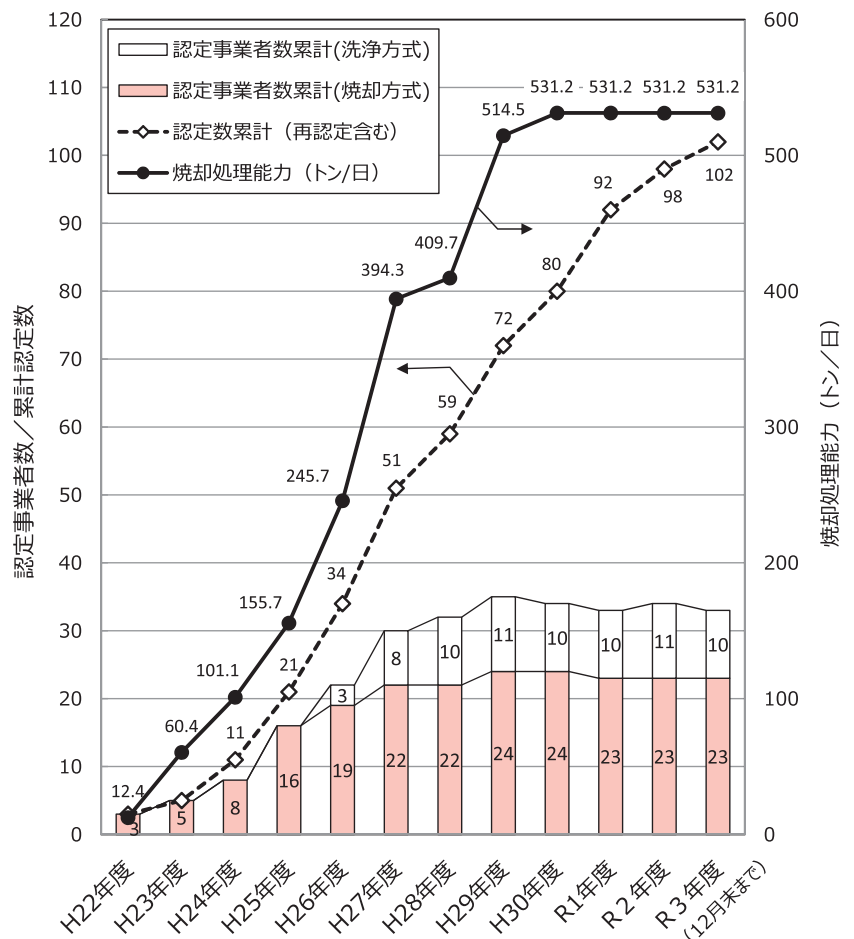
事業者数 4事業者

◎焼却方式 2事業者

（内、筐体処理：1事業者）

◎洗浄方式 1事業者（固定式）

◎分解方式 1事業者（固定式）



無害化処理認定数及び微量PCB汚染廃電気機器の焼却処理能力推移（エコシステム山陽を含む）

図 低濃度PCB廃棄物無害化処理施設の整備状況

優良産廃処理業者認定制度

事業の透明性に係る基準に基づく適合証明について

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団 企画部長 改田耕一

令和2年10月よりスタートした適合証明について、実施に至った経緯、適合証明の概要、証明対象期間等についてお知らせしました。

1 適合証明の経緯

令和2年2月25日の廃棄物処理法施行規則改正における「環境大臣が指定する者（第九条の二第4項、第十条の四第3項）」に当財団が指定されたことを受けて、処理業者の申込（有料）に応じて、基準に適合することを証する書類の作成・発行を行っている。

2 適合証明の概要

産廃情報ネット「さんぱいくん」における利用者の公表情報について、基準に適合することを証する適合証明書を作成・発行する（利用は任意）。

3 適合証明書の証明対象期間

既に優良認定を受けている許可について再度、優良認定の許可に更新する場合、許可日から適合証明書発行日の前日までの公表情報について証明

している（図1）。

一方、通常の5年の許可から、新たに優良認定の許可を取得する場合、適合証明書発行日から6ヶ月以上遡った日付から、適合証明書発行日の前日までの公表情報について証明している。

4 適合証明書

適合証明書は、基準に適合していれば、許可証単位（業区分毎）にPDFデータで発行している（図2）。

処理業者は、優良認定の申請の際に、適合証明書のPDFデータ又はこれを印刷したものを都道府県・政令市へ提出することになる。



図2 適合証明書イメージ（PDFデータ）

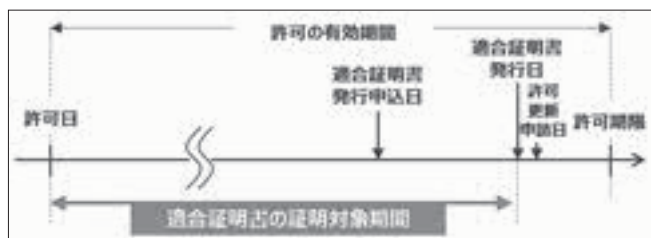


図1 適合証明書の証明対象期間

適合証明書の利用が進み、処理業者及び自治体の事務負担の軽減、ひいては業界の発展に微力ながらお役に立てれば幸いです。

資源化推進

産業廃棄物等の廃棄物資源化推進への取組について

公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 資源循環推進部長 遠藤光一

産業廃棄物の廃棄物資源化推進の取組について、全国担当者会議では次の点を紹介した。

- ・地域循環共生型の廃棄物資源化構想
- ・エネルギーセンターのパターンや効果
- ・構想実現に向けた関係者の役割、課題と対応策
- ・財団の支援
- ・事例
- ・自立・分散型エネルギー研究会

＜地域循環共生型の廃棄物資源化構想＞

わが国の廃棄物焼却施設は諸外国に比べ概して規模が小さく、エネルギー化の効率改善余地がある。リサイクルが難しい種々の可燃性廃棄物など地域の産廃等の資源化手法として、産廃処理同士あるいは一廃処理との連携により効率的で経済合理性があるエネルギー化施設を設置して一体的に資源化することで、地域振興に結びつく地域循環共生型廃棄物資源化構想を、当財団は提案している。

＜エネルギーセンターのパターンや効果＞

主な3パターン(焼却・ガス化発電／熱・ガス回収、メタンガス回収／ガス発電／熱回収、両者を組合せたハイブリッド方式)があり、メリット・デメリット、焼却発電の高効率化やパターン選択といった計画時ポイントを紹介した。

＜財団の支援＞

当財団では、右上の図を中心に課題の整理と解決へ向け支援している。構想と支援は財団ホーム

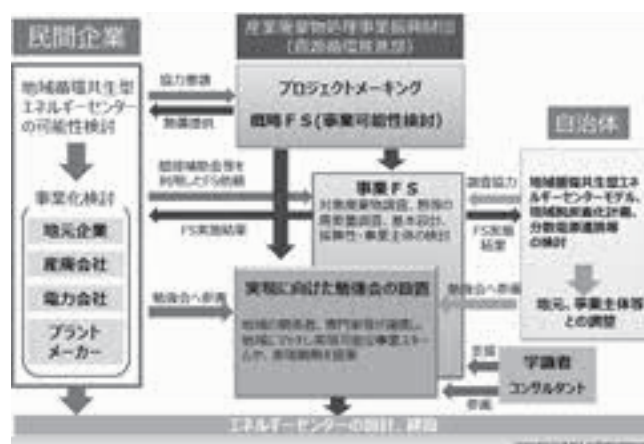


図 当財団の技術支援等の流れ

ページにも記載している。

<https://www.sanpainet.or.jp/service03.php?id=44>

＜事例紹介＞

廃棄物エネルギー化施設の事業性検討事例として、産業廃棄物処理会社が産廃処理エネルギー化施設を単独設置するケースと、地元企業等と連携して未利用産業廃棄物や一般廃棄物を加えて施設設置するケースを比較し、経済性とエネルギー回収について集約によるスケールメリットを紹介した。

＜自立・分散型エネルギー研究会＞

「脱炭素社会」や「循環経済」等への移行を推進する観点から、地域循環共生圏の実現へ向けて、廃棄物を資源とする自立・分散型エネルギーの推進方策の検討を目的として研究を進めている。各開催概要は、本誌に都度掲載。

再生品認証業務

(建設汚泥再生品等の有価物該当性に係る審査認証業務)

業務実施状況

再生品認証事業推進チーム

前号(財団ニュース104号)でご案内致しました再生品認証業務について、業務実施状況(審査基準の更新事項、頂いているご質問、認証状況等)の報告を致します。

1. はじめに

再生品認証業務は、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知「建設汚泥処理物等の有価物該当性に関する取扱いについて」(令和2年7月20日付け環循規発第2007202号)で、「建設汚泥処理物等の有価物該当性について独立・中立的な第三者が透明性及び客観性をもって認証をした場合、それらが建設資材等として製造された時点において有価物として取り扱うことが適当である」とされたことを踏まえ、当財団が独立・中立的な第三者の一つとして、令和3年8月20日から開始したものです。

2. 本業務の位置づけ

今般のプラスチック新法で規定された環境配慮設計が広範に進むようになれば、再生品の需要が高まることが想定されます。このとき、適正な資源循環のためには再生品の品質確保が重要な課題になります。図1に示すとおり、本業務は、再

生品の品質を確保し、その利用を確実にすることで、適正な資源循環の促進を目指すものです。このため、審査基準では再生品の品質の他、利用の確実性やトレーサビリティを確保することも求めています。

また、再生品製造事業者にとっては本認証を受けることで廃棄物の保管基準や他都道府県の建設工事に搬出する際の事前協議等の規制がかからなくなるというメリットが生じ、建設工事側でも再

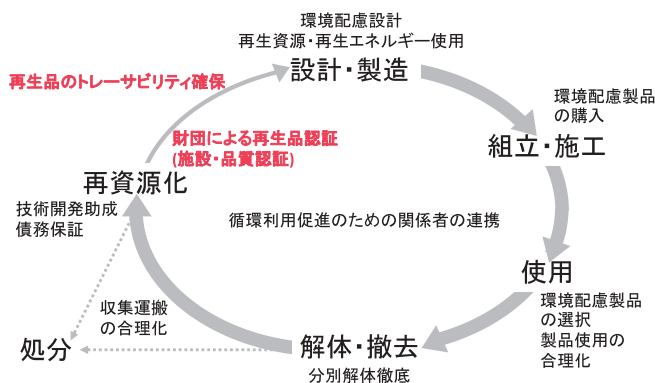


図1 再生品認証業務の位置づけ

表1 原材料に係る審査基準

管理項目	管理頻度	試験規格	廃コンクリート (再生砕石用原材料)	建設汚泥 (建設汚泥再生品用 原材料)
重金属など有害物質の溶出量	排出者の工事現場ごとに採取し試験する。 公的試験機関により、申請時を含め年2回試験する。	環境省告示第18号	土壌溶出量基準以下(土壌汚染対策法施行規則第31条第1項別表第4)	
重金属など有害物質の含有量		環境省告示第19号	土壌含有量基準以下(土壌汚染対策法施行規則第31条第2項別表第5)	
石綿含有率		JIS A 1481	未検出であること	
サンプル保管	6ヶ月間		品質のトレーサビリティを担保するため、原材料サンプルを6ヶ月間保管する。	

※公的試験機関による試験に、排出者の公的試験機関による試験を含む。

※重金属など有害物質の溶出量・含有量、石綿含有率の試験に足るサンプルを保管することとする。

※建設汚泥については、発生する地層が変わるごとに採取することが望ましい。

表2 製品の品質に係る審査基準

管理項目	管理頻度	試験規格	再生砕石	建設汚泥 再生品
重金属など有害物質の溶出量	搬出先の工事ごとに試験する。 公的試験機関により申請時を含め年2回試験する。 総製造量が5,000m ³ 以上の場合は1,000m ³ ごとに1回程度、1,000m ³ 以上5,000m ³ 未満の場合は1工事あたり3回程度、1,000m ³ に満たない場合は1工事あたり1回程度とする。	環境省告示第18号	土壌溶出量基準以下(土壌汚染対策法施行規則第31条第1項別表第4)	
重金属など有害物質の含有量		環境省告示第19号	土壌含有量基準以下(土壌汚染対策法施行規則第31条第2項別表第5)	
石綿含有率	搬出先の工事ごとに試験する。 公的試験機関により申請時を含め年2回試験する。	JIS A 1481	未検出であること	
不純物混入率		JIS A 5023	3wt%以下	
pH		JGS 0211	情報開示	
粒度分布		JIS A 1102	情報開示	
細粒分含有率		JIS A 1223	情報開示	
塑性指数		JIS A 1205	情報開示	
コーン指数 (9.5mm下)	1日の総製造量200m ³ を超える場合には200m ³ ごとに1回、200m ³ 以下の場合には1日に1回とする。	JIS A 1228 (試料の他は、準拠)		400kN/m ² 以上(原則として)
サンプル保管	6ヶ月間		品質のトレーサビリティを担保するため、サンプルを6ヶ月間保管する。	

注釈：省略

表3 多く頂いているご質問と回答

これまでに多く頂いているご質問	回 答
1. 事前相談から適合認証書の交付を受けるまでの期間は？	申請受理後の認証に要する期間は3ヶ月が基本です。申請受理までの事前相談に要する期間は、要件に対する充足度等に応じてケースバイケースになります。
2. 利用先が決まってから申請すると、審査中に工事が終了してしまうことが想定されるため、利用先が決まる前に申請し、利用先が決まった後に速やかに認証を得ることは可能か？	申請は利用先が決まる前に行うことができます。利用先未定として申請して頂ければ、「利用の確実性」を除く部分の審査を行います。利用先が決まり次第、関連書類を提出して頂き、利用の確実性に関する審査を速やかに実施し、適当と認められれば認証を行います。 なお、申請受理すればWEBサイトで公表しますので、利用先確保のために活用して頂くことも可能です。
3. 施設審査のみに適合している場合、施設審査の適合証の発行は？	認証は施設審査と再生品審査の両方に適合した場合に行うもので、施設審査だけの適合証は発行しません。
4. 1社で複数施設の認証を申請する場合や、建設汚泥処理施設と再生砕石製造施設等を一体的に申請する場合の審査料金の割引は？	共通的に審査できる部分がありますので、その部分の審査料金の割引を致します。詳しくは、事前相談時にご相談ください。
5. 審査料の他に審査員の出張旅費等の支払いは必要か？	不要です。実施要領に示した審査料のみです。
6. 認証を受けた後に、同品質の再生品を別工事で利用する場合の、審査方法や審査料金はどのようなか？	施設審査の有効期間（2年）以内であれば、簡略な再生品審査のみとなり、審査料金は、原材料に係る審査5万円、製品の品質に係る審査5万円、利用の確実性に係る審査20万円となります。 施設審査の有効期間を超えた場合は、上記の他、更新審査料金100万円が必要になります。
7. 自治体等に対して、認証した事業者の申請内容の開示は？	実施要領「7-3都道府県等からの照会」に記載のとおり、照会があれば、関係情報の提供等必要な対応を行います。 なお、当財団では、事業者から申請を受けてから認証までの間、適宜、所管自治体と情報交換を行います。
8. 再生材の公共工事以外での利用や、他品目への認証対象の拡大の予定は？	当面は公共工事に用いられる建設汚泥再生品や再生砕石等を対象にしますが、その実績等を踏まえて対象を拡大していく際には、関係の方々のご意見等を参考に検討致します。

生品の大量利用や広域活用がしやすくなります。

3. 品質基準

再生品認証のための審査基準として、施設審査

基準と再生品審査基準を設けており、事業開始に合わせて当財団WEBサイトで公表しました。このうち、再生砕石と建設汚泥再生品に関する再生品審査基準について、関係者との協議を踏まえ

2021年10月19日に表1、表2のとおりに更新しました。再生品審査基準は、製品の環境安全性や強度等の利用側での要求品質を満たすことはもとより、原材料についても土壌溶出量基準、土壌含有量基準を満たし、石綿含有量も一定値以下のものを使用することを求めている、再生品利用者が安心して使用できる品質を確保するための基準としています。

4. 多く頂いているご質問と回答

本業務全般に関して、これまでに事業者や行政の方々から多く頂いているご質問と回答を表3に示します。

5. 業務の進捗状況、おわりに

2021年12月27日に、成友興業(株)城南島第一工場内破碎施設で製造され東京都内の建設工事で

利用される再生碎石(RC-40)について、本認証業務において最初の適合認証書を発出致しました。認証は、当財団内に設けた予備調査会の審査により申請受理した後、審査チームによる書類審査・実地審査、学識経験者等からなる認証委員会での審議を経て行ったものです。

また、2021年12月末までに建設汚泥処理土について2件の認証申請を受けるとともに、この他、事前相談を複数の事業者から承っています。また、リサイクルを進めようとしている事業者の方々から、本業務に対し首肯されるご意見を多数頂いています。

本業務は緒に就いたばかりであり、適正な資源循環やリサイクル事業者の方々のために助力できるよう、関係の方々のご意見を踏まえて、業務を進めて参ります。

◆お問合せ、ご連絡先

再生品認証事業推進チーム 山脇、小野、片山
TEL：03-4355-0155 FAX：03-4355-0156
Email；saiseihin@sanpainet.or.jp

本業務の実施要領、審査基準、認証案件（申請受理案件を含む）等の関連情報は、当財団WEBサイト（下記URL）に掲載しています。

URL；<https://www.sanpainet.or.jp/service03.php?id=43>

令和4年度環境省重点施策 (環境再生・資源循環局関係)

令和4年度当初予算(案)額(令和3年度当初予算額)

※金額は百万円単位

※【エネ特】：エネルギー対策特別会計において計上する予算

※【復興特】：東日本大震災復興特別会計において計上する予算

〈重点施策事業〉

1. 時代の要請への対応

1-1. 「脱炭素社会」への移行

○地域・暮らし・社会のGX(グリーン・トランスフォーメーション)推進

- ・脱炭素型のライフスタイルへの転換
(新)食品廃棄ゼロエリア創出モデル事業
127の内数(0)

1-2. 「循環経済(サーキュラー・エコノミー)」への移行

○循環経済への移行の加速化

- ・循環経済移行促進事業 521(441)
- ・プラスチック代替素材への転換・社会実装支援
(脱炭素社会を支えるプラスチック等資源循環システム構築実証事業)【エネ特】 3,600(3,600)
- ・プラスチック省CO₂型高度リサイクル等設備導入支援
(脱炭素社会構築のための資源循環高度化設備導入促進事業)【エネ特】 5,000(4,300)
[令和3年度補正：5,000]
- ・プラスチック資源循環等推進事業費 260(194)
- ・使用済み製品等のリユース等促進事業 82(25)
- ・食品ロス削減及び食品廃棄物等の3R推進事業費 127(127)

○レジリエントな廃棄物処理体制の構築

- ・大規模災害に備えた廃棄物処理体制検討事業 305(296)

[令和3年度補正：609]

- ・一般廃棄物処理施設の整備【一部エネ特】 49,442(54,128)

[令和3年度補正：47,600]

- ・浄化槽の整備【一部エネ特】 10,413(10,413)
[令和3年度補正：500]

- ・PCB廃棄物の適正な処理の推進等 4,138(4,554)
[令和3年度補正：3,362]

1-3. 環境外交の強化

○脱炭素インフラの海外展開

- ・循環産業の海外展開支援基盤整備事業 396(441)
- ・アジア・アフリカ諸国における3Rの戦略的実施支援事業拠出金 93(93)

2. 不変の原点の追求

2-1. 東日本大震災からの復興・再生と未来志向の取組

○環境再生に向けた取組等の着実な実施

- ・中間貯蔵施設の整備等【復興特】 198,106(187,241)
- ・除去土壌等の適正管理・搬出等の実施【復興特】 27,087(25,264)
- ・特定復興再生拠点整備事業【復興特】 44,461(63,705)
- ・放射性物質汚染廃棄物処理事業等【復興特】 63,776(76,797)

○未来志向の復興加速 ～希望ある未来へのリデザイン～

- ・「脱炭素×復興まちづくり」推進事業【エネ特】
500(500)

〈その他の事業〉

1. 東日本大震災からの復興・再生

- ・中間貯蔵施設の整備等【復興特】
198,106(187,241)
- ・除去土壌等の適正管理・搬出等の実施【復興特】
27,087(25,264)
- ・特定復興再生拠点整備事業【復興特】
44,461(63,705)
- ・放射性物質汚染廃棄物処理事業等【復興特】
63,776(76,797)
- ・「脱炭素×復興まちづくり」推進事業【エネ特】
500(500)

2. 循環型社会の形成

○国内での資源循環の促進

- ・循環経済移行促進事業 521(441)
- ・プラスチック資源循環等推進事業費 260(194)
- ・使用済み製品等のリユース等促進事業
82(25)
- ・リサイクルシステム統合強化による循環資源利用高度化促進事業 256(275)
- ・食品ロス削減及び食品廃棄物等の3R推進事業費 127(127)
- ・脱炭素社会構築のための資源循環高度化設備導入促進事業【エネ特】 5,000(4,300)
[令和3年度補正：5,000]
- ・脱炭素社会を支えるプラスチック等資源循環システム構築実証事業【エネ特】 3,600(3,600)
- ・デジタル技術の活用等による脱炭素型資源循環システム創生実証事業【エネ特】 300(200)

- ・大規模災害に備えた廃棄物処理体制検討事業
305(296)
[令和3年度補正：609]
- ・脱炭素化・先導的廃棄物処理システム実証事業【エネ特】 400(400)
- ・一般廃棄物処理施設の整備【一部エネ特】
49,442(54,128)
[令和3年度補正：47,600]
- ・感染症等に対応する強靱で持続可能な廃棄物処理体制の構築支援業務 37(47)
- ・浄化槽の整備【一部エネ特】 10,413(10,413)
[令和3年度補正：500]
- ・廃棄物処理×脱炭素化によるマルチベネフィット達成促進事業【エネ特】 2,000(2,000)
- ・PCB廃棄物の適正な処理の推進等
4,138(4,554)
[令和3年度補正：3,362]
- ・産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金 60(60)
[令和3年度補正：1,100]
- ・災害等廃棄物処理事業費補助金 200(200)
[令和3年度補正：8,511]
- ・廃棄物処理施設災害復旧事業費補助 30(30)
[令和3年度補正：978]

○資源循環の国際展開

- ・循環産業の海外展開支援基盤整備事業
396(441)
- ・アジア・アフリカ諸国における3Rの戦略的実施支援事業拠出金 93(93)

3. 総合的な環境政策の推進及びそのための基盤強化

○幅広い政策分野における行動変容の促進

- ・食品ロス削減及び食品廃棄物等の3R推進事業費 127(127)

都道府県の 産廃対策

第 38 回

和歌山県

ごみの散乱を「しない」「させない」「許さない」 和歌山県の取組について

和歌山県 循環型社会推進課廃棄物指導室

1 はじめに

和歌山県では、従来から廃棄物の適正処理、リサイクルの推進、不法投棄の撲滅に向けた取組を行っていますが、不法投棄新規発見件数の減少幅は鈍化しているのが実情であり、さらなる取組強化が必要であると考え、実施をすすめているところです。

また、近年世界規模で問題となっている海洋ごみ問題についても、和歌山県として取り組めることがないかを考え、「和歌山県ごみの散乱防止に関する条例」を制定しました。これは、海洋ごみの原因として陸上でのごみの散乱が指摘されていることから、本条例により、陸上でのごみの散乱を防止することでその対策に資することとしたものです。

本稿では、この「和歌山県ごみの散乱防止に関する条例」について紹介します。

2 和歌山県ごみの散乱防止に関する条例の策定

和歌山県では、不法投棄以外にもっと身近で起こっているポイ捨て等、陸上でのごみの散乱を防止することで、海洋ごみを新たに生み出さないことになると考え、そのための条例を制定することとしました。

条例の制定にあたっては、対

象となる廃棄物は一般廃棄物が主であり、また当時すでに県内複数の市町村で類似の条例を制定している状況で、制定の必要性を検討する必要がありました。が、海洋ごみ問題を見据えて取り組んでいくためには、県民全体への意識の向上に向けた取組を行う必要があること、罰則まで規定し実効性を伴った監視体

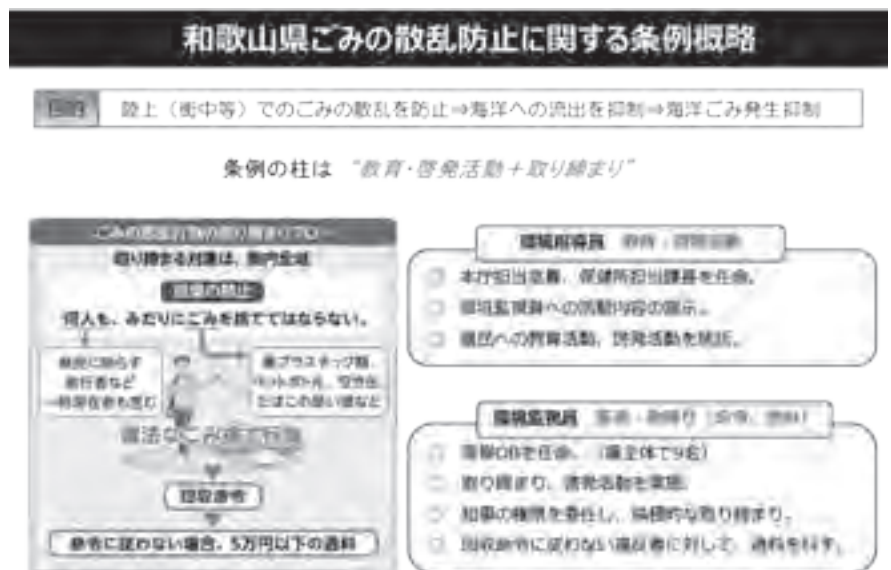


図1 和歌山県ごみの散乱防止に関する条例概略

制を県全体で構築するため、県条例として制定することし、令和2年2月県議会で可決され、令和2年4月1日一部施行、半年後の10月1日に全面施行となりました。

(1) 条例の概要(図1)

本条例では、県、事業者、県民の責務を定め、ポイ捨て等によるごみの散乱防止に関する施策を推進するために必要な事項を定めています。その中で県の取組として、「教育・啓発活動」と「監視・取締り」を2本柱としています。

① 教育・啓発活動

子供達に向けてごみの適正処理、リサイクルについての知識や道德心を養うことを目的とし、以前から県が全庁的に実施している「出張!! 県政おはなし講座」等を利用し、機会を設けています(写真1)。

この教育・啓発活動を取りまとめる立場として、環境指導員を本庁廃棄物指導室及びすべての

の県立保健所(支所を含め8箇所)に1名ずつ配置しています。

それ以外にも、校内での条例周知ポスターの掲示、条例の啓発を呼び掛ける音声の録音を、県内高校の放送部等に依頼する等、子供達が条例やごみの適正処理を知る機会を可能な限り、増やせるように取り組んでいます。

② 「監視・取締り」

罰則を含めて実効性のある監視・取締りを行うため、警察OBを「環境監視員」として任命し、本庁廃棄物指導室及びすべての県立保健所(支所を含め8箇所)に1名ずつ配置し、県全体で監視パトロールを実施しています。

環境監視員には、条例で定められている知事の命令や罰則に関する権限が委任されており、

強力な権限をもって監視パトロールにあたっています。この監視パトロールでは、たばこやペットボトルのポイ捨て違反行為等ごみの散乱行為を発見した場合は、回収命令を発し、それに従わない場合は、必要な手続きを経て、納付書により過料の徴収を行います。条例の全面施行により罰則規定が適用されるようになった令和2年10月から令和3年11月末までに、口頭での回収命令が304件、条例に基づく書面による回収命令が1件、過料徴収はありませんでした。

取締り内容の内訳を見てみると、圧倒的にたばこのポイ捨てが多く、90.5%で、それ以外にはペットボトルや木くず等でした(図2)。

年齢層としては、10代から80代と成人の幅広い年齢層で



写真1 出張!!
県政おはなし講座

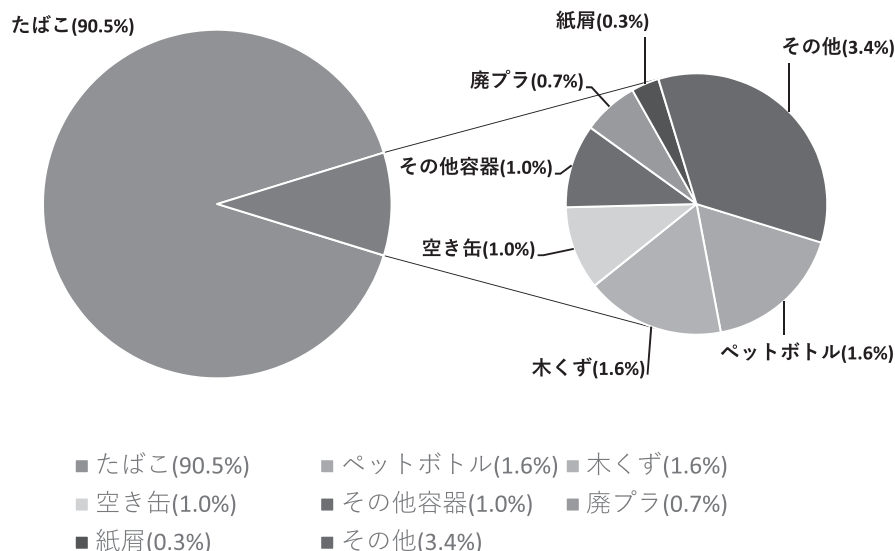


図2 環境監視員による取締り内容の内訳

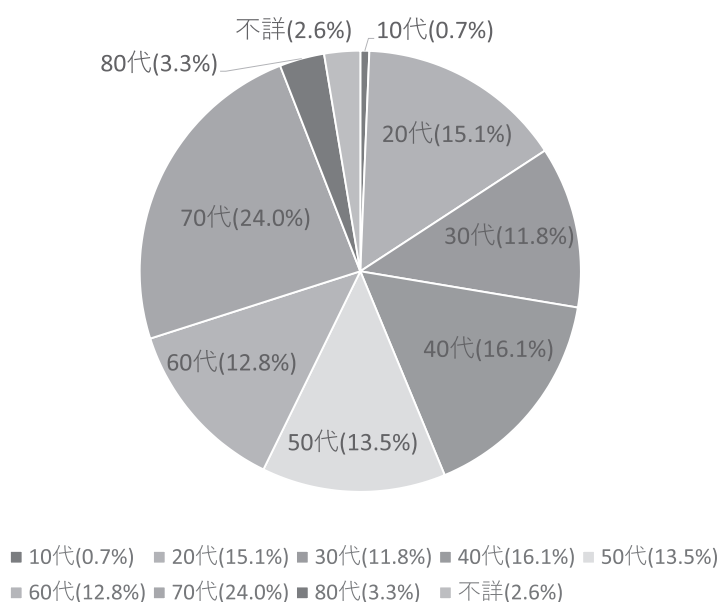


図3 ごみ散乱行為の年齢別割合

ごみの散乱行為が確認されました(図3)。

取締りにあたる環境監視員の印象として、この1年余りで、携帯灰皿を所持している人が増えてきており、条例の効果が現れてきているとの話も出ています。

(2)和歌山県ごみの散乱防止強化月間の制定

本条例での取組をさらにより充実したものにするため、令和

3年度から条例が全面施行された10月を「ごみの散乱防止強化月間」に設定し、10月1日のパトロール出発式(写真2)を皮切りに、この期間に関係自治体、県庁内や企業団体と積極的な取組を実施、県民に対してより一層条例に対する意識向上を促し、ごみの散乱防止に努めました。

ごみの散乱防止強化月間の取組は、以下の通りです。

1 監視、取締りの強化

①通報協力依頼

各種団体を通じてチラシ配布、機関紙への掲載による不法投棄通報の呼び掛け

②監視パトロール

- ・保健所と管内市町村の合同監視パトロール
- ・漁業取締船や海上保安署の巡視艇による海上からの監視

視パトロール

2 撤去清掃活動

- ・不法投棄場所における廃棄物撤去活動(写真3)
- ・わかやまごみゼロ活動応援制度登録団体による清掃活動
- ・和歌山市主催のおもてなし大清掃(写真4)

3 啓発活動

- ・JR和歌山駅での街頭啓発(写真5)



写真3 不法投棄場所における廃棄物撤去活動



写真4 おもてなし大清掃



写真5 街頭啓発



写真2 パトロール出発式



写真6 釣り人のマナー向上のための啓発活動



写真7 電光掲示板による周知



写真8 各県立学校における啓発活動

- ・釣り人のマナー向上のための啓発活動（和歌山市内漁港）（写真6）
- ・県管理道に設置されている電光掲示板による周知（写真7）

- ・各県立学校におけるごみの散乱防止にかかる啓発活動（写真8）

(3) わかやまごみゼロ活動応援制度

条例の制定に合わせ“わかやまごみゼロ活動応援制度”を創設しました。この制度は、県民及び県内事業者が行う街頭清掃などを「わかやまごみゼロ活動」として県が認定し、その清掃活動等を支援するもので、具体的には

- ・県が作成する広報媒体等での情報発信
- ・環境学習教材や清掃道具等の物品の提供・貸出を実施しています。



【わかやまごみゼロ活動ロゴマーク】
県内の児童・生徒を対象に実施したデザインコンテストで最優秀賞に選出され、わかやまごみゼロ活動の“ロゴマーク”に制定。

わかやまごみゼロ活動として25団体51活動（令和3年11月末現在）を認定しています。

(4) ごみ箱設置実証実験

最近の和歌山県の取組として、ごみ箱設置の実証実験を実施中です。

これは主要幹線道路沿いの道の駅やドライバーが休憩スペースとして利用していそうな待避スペースにごみ箱を設置し、これにより周辺道路等でのごみの散乱量の変化を調べ、ごみ箱設置の効果を検証しようというものです（写真9）。

まだ、検証の途中ではありますが、中間報告としてごみの散乱量が減少しているとのデータが得られており、県全体への拡大等も視野に今後の内容を検討する予定です。



写真9 ごみ箱設置の実証実験

地域循環共生圏の構築へ向けて 新焼却施設を建設中



■産業廃棄物処理を通じて京都産業界の発展に貢献

京都市伏見区に本社を構える、(株)京都環境保全公社は、1974年に33社の民間出資によって、京都産業サービス(株)として設立された。77年に京都市産業廃棄物処分業・収集運搬業許可、78年に京都府産業廃棄物収集運搬業許可、83年には京都府産業廃棄物処分業許可を取得している。その間、81年には京都府・京都市からの出資も受けることになり、(株)京都環境保全公社に商号が変更され、現在では京都府・京都市のほか43社の民間企業が株主として名を連ねている。同社の鍋谷剛代表取締役社長は「1970年の公害国会を受けて廃掃法が成立しましたが、その時に産業廃棄物というものが定義されると共に、排出事業者責任ということが徹底されるようになりました。これを受けて、京都の産業界では京都商工会議所、京都工業会、京都経済同友会、京都経営者協会の4団体のトップが集まり、何とかしようということとで当社が立ちあげられました」と、当時を振り返る。

その後、同社では「守り・創ろう 美しい街」を

会社の指針とし、産業廃棄物処理を通じて京都産業界の発展に貢献してきたが、鍋谷社長は「京都のみならず、全てのステークホルダーに安心・安全・信頼の産業廃棄物処理を届けたい」とも話す。2009年までに本社、伏見環境保全センター、瑞穂環境保全センター、京都北部営業所の全てでISO14001認証を取得し、以降は事業活動そのものを環境管理活動と位置づけ、循環型社会の実現に向けて積極的に取り組んでいるという。そして、11年には、優良産廃処理事業者認定制度における優良認定業者として認定、20、21年には経済産業省から健康経営優良法人として「ホワイト500」にも認定されたほか、地元では、千両松地域エコ協議会を通じて地元イベントなどにも積極的に協力するなど、顧客や地球環境はもちろん、社員や地域も大切にする企業である。

■自社での一貫処理体制を構築

近畿2府4県からの産業廃棄物を処理する同社では、「産業廃棄物トータル処理システム」を確立していることを最大の強みとしている。産業廃棄物のコンサルティング・分析に始まり、収集運搬、



京都市伏見区の本社（正門側から）

選別・破碎、リサイクル、焼却処理、埋立処分まで、産業廃棄物処理に関わる全ての工程を自社で行うことができる。自社で収集・運搬した廃棄物は、適切に選別・破碎を行った後、自社の設備によって、できる限りマテリアルリサイクル、サーマルリサイクルが行われている。廃プラ・紙くずなどを原料としたRPFの製造事業や、発泡スチロールのマテリアルリサイクルにも力を入れており、これら全てを自社で行っている。また、下水汚泥については、炭化物製造を行っているほか、廃プラスチック類・医療廃棄物・廃油・有機汚泥・紙くず・繊維くずなどと共に、自社のロータリーキルン炉で焼却処理を行う。焼却残さは、不燃物や廃石綿などと共に、やはり自社の管理型最終処分場で埋立処分を行う。こうしたトータルシステムを確立していることについて、鍋谷社長は「当社が設立された背景や株主の構成から見て、安心してお任せいただけるということが大切になります。排出事業者様からも、一貫処理をしているところに任せたいというご要望が多いので、当社としてはそれにお応えするためにも、自信をもってお勧めできる体制を整えています」と話す。

■京都府内初の高効率発電プラント

今回、債務保証を受けて建設中なのは、同社の



医療廃棄物の搬入



新焼却炉増設に伴い、計量棟も2レーンに変更

「産業廃棄物トータル処理システム」の焼却処理を担う、新焼却施設である。新たに建設されるのは処理能力95t／日のロータリーキルン＋ストーカ炉で、3,250kWの発電能力を備え、2,000万kWhの年間発電量が見込まれる。完成すれば民間としては京都府内では初となる高効率発電プラントとなる。

新たなプラントで発電された電気は、自社設備で利用されるほか、余剰分は電力会社へ売電され、売電で得られた収益の一部は、京都市民環境ファンドへの寄贈も計画されているという。また、停電時でも自家発電設備により自立運転が可能となる予定で、EV充電ステーションを設置することで、災害時などは公民館の移動電源、地域住民への電源の無償提供、社用車・来客者向けの電源としての活用も想定されている。さらに、発電以外にも蒸気を公共下水汚泥の乾燥に活用するほか、隣接する染色工場への熱供給として活用する予定。当該の染色工場からは元々産業廃棄物を受け入れているため、受け入れた廃棄物から発生するエネルギーを、また同工場に供給するという廃棄物の循環にもつなげていくことができる。こうした、地域循環共生圏の構築を目指す計画が評価され、令和2年度には環境省が公募を行っている「廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィッ



建設中の焼却施設

ト達成促進事業」にも選定されているという。

新たな事業を計画するためには、債務保証を受けて建設される新たな焼却施設の存在が不可欠であるという。鍋谷社長は「京都で幅広く産業廃棄物の焼却処理を行えるのは当社しかありません。そういった意味では、地産地消という考えからすると、京都府にとっても、京都市にとっても貴重な焼却炉になります。特に、京都市内にある焼却炉ということで、地の利もあり収集・運搬で発生するCO₂を抑制することができるので、カーボンニュートラルにも貢献できると思っています。新たな焼却施設が建設されることで、将来はサーマルリサイクルを含め、リサイクル率95%の達成を目指します」と意気込む。

債務保証とは

(公財)産業廃棄物処理事業振興財団は、全国の産業廃棄物処理施設整備促進のため、モデルとなる優良な処理施設の整備を進める処理業者等に向けて、必要な資金の借入れに対する債務保証を行っている。

保証対象となるのは、「産業廃棄物処理特定施設整備法」で規定する特定施設の整備、共同で実施される処理施設の整備・研究開発等の事業、産業廃棄物処理施設の近代化・高度化、「農林漁業バイオ燃料法」で規定する認定事業者が行う特定バイオ燃料製造施設(産業廃棄物処理に該当するものに限る)の整備、「小型家電リサイクル法」で規定する認定事業者が行う再資源化施設(産業廃棄物処理に該当するものに限る)の整備。保証割合は、原則として保証先金融機関が行う融資額の50%以内で、5億円以内。保証料は金融情勢に応じて、随時見直しを行っており、保証期間は10年以内としている。

新しい焼却施設は今年8月から稼働開始する予定である。2年後には50周年を迎える同社の今後

に注目したい。

鍋谷剛代表取締役社長に聞く 財団による債務保証、 大きな安心材料に

(株)京都環境保全公社では、現在、債務保証を受けて新たな焼却施設を建設中である。京都府・京都市のほか、多くの京都の優良企業が株主となっている名門企業である同社が保証制度を活用する理由について、同社の鍋谷剛代表取締役社長に話を聞いた。

—今回、(公財)産業廃棄物処理事業振興財団から、債務保証を受けたきっかけを教えてください。

鍋谷剛代表取締役社長「産業廃棄物処理事業振興財団で主催している経営塾には、当社からも例年社員を参加させていただいていますが、そこで債務保証という制度があるということを知ったのが、そもそものきっかけになります。現在建設中の焼却炉は、当社にとって3号炉となりますが、債務保証を受けたのは今回が初めてになります」

—債務保証を受けた感想はいかがでしょう。

鍋谷社長「正直に申しますと、当社の財務状況や設立の背景などを考慮すれば、債務保証がなくても、おそらく金融機関からの融資を受けることはできたと考えています。しかし、当社の事業は、京都府内でも唯一の事業とも言えるもので、事業の確実性、市場環境の将来性、建設コストが適正であるのかなどは、ほか



鍋谷代表取締役社長

に事例がないため検証のしようがありません。産業廃棄物処理事業振興財団の債務保証の実行に当たって、専門家の皆様に、それぞれの専門領域で分析していただいた上で保証していただけることは、当社はもちろん、金融機関や株主にとっても大きな安心材料になりました。そのため、今回は必ず債務保証を受けるのだという意志で臨んでいました」

—産廃振興財団に期待することは。

鍋谷社長「1号炉はすでに撤去していますが、現在稼働中の2号炉、今回債務保証を受けて建設中の3号炉に続けて、4号炉も建設することになれば、必ず債務保証をお願いしたいと考えています。実は、新たな管理型最終処分場を2026年の完成を目指して建設中ですが、こちらでも債務保証を受けることができました。今後も、新たな事業があれば積極的に活用していきたいと考えています。とても良い制度なので、欲を言えば、もう少し保証の金額を大きくしていただければさらに助かります」

廃棄物・資源循環分野における 2050年カーボンニュートラル達成に向けた道筋と方策

—環境省の加藤優里課長補佐を招いて
第76回産廃懇話会を開催—

10月14日、第76回産廃懇話会を開催し、環境省廃棄物規制課の加藤優里課長補佐から「廃棄物・資源循環分野における2050年カーボンニュートラル達成に向けた道筋と方策」と題する講演を聞くとともに懇談した。当日は産廃懇話会のメンバーやその会員企業の幹部など50名を超える参加者がオンライン等で会議に参加した。

加藤課長補佐は、今年8月に公表された「廃棄物・資源循環分野における2050年温室効果ガス排出実質ゼロに向けた中長期シナリオ」について詳しく説明するとともに、産業廃棄物処理の脱炭素化に向けた多様な主体における取組について紹介を行った。

以下は加藤課長補佐の講演のポイントである。

I. 廃棄物・資源循環分野における2050年温室効果ガス排出実質ゼロに向けた中長期シナリオ(案)のポイント

はじめに —背景と趣旨—

第1章 廃棄物・資源循環分野の目指す方向性

1. 2050年カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現に向けて廃棄物・資源循環分野が果たす役割
2. 2050年カーボンニュートラルに向けた廃棄物・資源循環分野の基本的考え方
3. 2050年に実質ゼロ化する廃棄物・資源循環分野の温室効果ガス排出の定義(案)

第2章 2050年温室効果ガス排出実質ゼロに向

けた廃棄物・資源循環分野の中長期シナリオ

1. 2050年温室効果ガス排出実質ゼロに向けた廃棄物・資源循環分野の中長期シナリオとは
2. 廃棄物・資源循環分野の中長期シナリオと温室効果ガス排出量の見通し
3. 各シナリオの試算結果

第3章 中長期シナリオにおいて見込んだ対策：実質ゼロに向けて必要となる取組と留意点(産業廃棄物関連)

1. 廃プラスチック対策の基本的な考え方
2. 廃油対策の基本的な考え方
3. 有機性廃棄物対策
4. 廃棄物エネルギー利活用高度化とCCUS

第4章 廃棄物・資源循環分野の中長期シナリオの実現に向けて

II. 産業廃棄物処理の脱炭素化に向けた多様な主体における取組について

加藤課長補佐の講演のあとの質疑応答では、2050年カーボンニュートラル実現に向けての廃棄物発電・熱利用の位置づけなどをめぐり率直な意見交換が行われた。



加藤課長補佐

環境DXオンラインEXPO2021に出展



2021(令和3)年12月1日(水)～3日(金)の3日間、オンラインで開催された「環境DXオンラインEXPO2021」(主催:イーテラス(株))に、経営相談会は産廃振興財団全体の事業・サービスの中の一つとして出展しました。

1. はじめに

環境DXオンラインEXPOは、大枠においては廃棄物処理業界に特化したDXをテーマにしたオンライン展示会です。具体的にはRPAやクラウドシステム等の、今、産廃業者に必要なDX情報が集約した構成となっており、産廃処理会社に向けたシステム開発を行う企業が多数出展しました。

ただ、産業廃棄物に特化していなくても、中小企業向けの人事制度や営業顧客管理などのシステ

ム開発企業や、事業承継・M&A等の情報を提供する専門企業なども含まれ、出展参加企業の総計は60社強となりました。

その一方で、参加企業の展示を訪れる来場者は、産廃処理業の経営者をはじめ800名ほどとなりました。

また、3日間の開催期間中は、主催のイーテラスと産廃経営者や有識者とのインタビューや、環境省担当官のカーボンニュートラルに関するセミ

ナーのビデオを常時、視聴することもでき、文句なく情報盛りだくさんの展示会でした。

2. 出展の狙い

産廃振興財団の経営相談会は、事業開始後1年半が経過しました。2020年夏場からは専門相談員のPRを兼ねた情報提供サービスの一環としてオンラインセミナーを開催してきました。これまでに、産廃業務の全デジタル化やM&A、また2021年夏には、環境省によるカーボンニュートラルの方向性についての講演などを行い、視聴者からは「大変価値あるセミナーだった」と高い評価をいただきました。

そこで、経営相談会とともにオンラインセミナーを、第一には、経営相談会会員以外の本展示会の来場者にも周知を図る目的で、そして第二には、オンラインセミナーで紹介する価値のある、処理

業者向けのサービスを開発・提供している出展会社を発掘する狙いで、本展示会への出展を決意しました。

3. 展示会を終えて

展示会期間中は、終日、来場者対応や出展企業同士の打合せ、そして、特別提供ビデオを視聴するなど、せわしなく時間が経過していきました。

展示会を通じて、第一の目的通りに処理業経営者に経営相談会を紹介出来たことは勿論のこと、出展企業の中には大変素晴らしいサービスを展開している会社が数多くあることを発見し、非常に有意義な結果となりました。

特に、一部出展企業と長時間にわたり打合せを行い、将来の経営相談会のオンラインセミナーを引受けていただくなど、望外の収穫も得ることができました。

(公財)産業廃棄物処理事業振興財団の経営相談会

産業廃棄物処理業ならびに産業廃棄物収集運搬業の許可を有する解体工事業に従事されている皆さまが、日々直面する経営上のさまざまな課題・問題に対処し解決するために、リーズナブルな会費のみで各分野の専門家に相談することができる、公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団主催の会員制サポートサービスです。

会員対象 : 産業廃棄物処理業者ならびに産業廃棄物収集運搬業の許可を有する解体工事業業者の皆さま、および今後、産業廃棄物処理業を始めようとお考えの皆さま

相談日時 : 毎週木曜日、金曜日 10:30~16:00

会場 : 当財団会議室

相談方法 : 面談、電話、メール、Skype 等

会費 : 11,000円(税込)/月

相談専門分野 : ▽法律全般(廃棄物処理法関連)▽法律全般(事業承継関連)▽人事・労務全般▽財務・税務全般▽金融全般、技術全般▽M & A▽AI、IoT

建設現場従事者の

産業廃棄物・汚染土壌排出管理者講習会

令和3年度 リデュース・リユース・リサイクル 推進功労者等表彰・国土交通大臣賞 受賞

リデュース・リユース・リサイクル推進協議会、令和3年度受賞者(令和3年10月報道発表)

内閣総理大臣賞：1件、経済産業大臣賞：1件、国土交通大臣賞：3件

推進協議会会長賞：25件、(応募総数：90件)

https://www.3r-suishinkyogikai.jp/commend/jisseki/jisseki_r03/

<受賞コメント> 建設副産物の3Rや適正処理に関する情報が伝わりにくい小規模な建設現場従事者(一人親方を含む)への情報伝達を主目的とした講習会を、関係団体(自治体、建設業界、解体業界、処理業界、健保組合等)の支援を得て10年間実施しており、今後も継続する予定である。一人親方等の小規模な建設現場従事者から、「大変勉強になった」等のコメントをもらっている。



出張講習の開催状況(市内建設業者を対象とした市主催の講習会、2018年5月)

定期講習

開催場所：当財団会議室

★総管理コース

開催日：2022年 2/18

時 間：10：00～17：00 受講料：10,000円 CPDS：6unit

★産業廃棄物コース ★残土・汚染土コース

開催日：今年度は終了しました

時 間：12：30～17：00 受講料：5,000円 CPDS：4unit

出張講習

おおむね10名以上で希望される場合は講師を派遣します。

- ・ 土、日、祝日、夜間の開催も可能
- ・ 講習会場(会議室等)は申込者様にて用意
- ・ 講習後、後日の受講料請求のため、受講者数が未確定でも開催可能
- ・ 開催条件に応じて継続学習(CPDS)の認定が可能

※受講料については、講義時間、講義内容に応じて協議が可能です。



講習テキスト

【問合先】(公財)産業廃棄物処理事業振興財団

担当：塚本 TEL 03-4355-0155 FAX 03-4355-0156

(詳細は当財団ホームページを参照)

建設現場従事者のための 産業廃棄物等取扱ルール(改訂4版)



■編 著／(公財)産業廃棄物処理事業振興財団

■発 行／(株)大成出版社

■定 価／2,090円(税込) ※送料別

- ◆当財団で実施している産業廃棄物・汚染土壌排出管理者講習会のテキストです。
- ◆廃棄物処理法に定める建設廃棄物の取扱いについて解説します。また、石綿、建設汚泥、伐採材、埋設廃棄物、廃棄物混じり土、PCB廃棄物、石膏ボード、コンクリート、蛍光灯などについて解説します。
- ◆公共工事における建設副産物(建設廃棄物、建設発生土)のリサイクル促進施策について解説します。
- ◆さらに、現場管理に必要な建設リサイクル法、土壌汚染対策法および関係法令(フロン排出抑制法、騒音振動規制法)、工事排水の管理についても解説します。
- ◆近年発生したトラブル事例を踏まえて解説します。

- 1 現場従事者の役割と実施事項
- 2 廃棄物
 - 2-1 廃棄物処理法の概要
 - 2-2 建設廃棄物の取扱い
 - 1 関係者の役割と責務
 - 2 建設廃棄物の種類
 - 3 管理体制と処理計画
 - 4 自ら処理
 - 5 委託処理
 - 6 処理実績等の報告
 - 7 罰則
 - 2-3 留意を要する廃棄物
 - 1 石綿
 - 2 伐採材・根株
 - 3 建設汚泥
 - 4 埋設廃棄物・廃棄物混じり土
 - 5 その他の廃棄物(PCB廃棄物、コンクリート、石膏ボード、蛍光灯、他)
- 3 建設リサイクル法
- 4 建設副産物のリサイクル
 - 4-1 資源有効利用促進法
 - 4-2 建設副産物のリサイクルの促進
 - 4-3 建設発生土
- 5 土壌汚染対策法
 - 5-1 法の概要
 - 5-2 土壌汚染状況調査と区域の指定
 - 5-3 汚染の除去等の措置
 - 5-4 汚染土壌の搬出
 - 5-5 法対象外の汚染された土壌の取扱い
- 6 その他関連法令
 - 6-1 フロン排出抑制法
 - 6-2 騒音規制法、振動規制法
 - 6-3 工事排水に関する規制

【お申込先】 (公財)産業廃棄物処理事業振興財団 担当：塚本

TEL：03-4355-0155 FAX：03-4355-0156

E-mail：seminar@sanpainet.or.jp ※メールでも受付しています。

日常業務で起こり得るリスク

“生きた実例”にこそ回避のヒントがある!!



A5判・212頁 定価:本体2,200円+税

事例から学ぶ 廃棄物処理実務に潜む! 日常的リスクの 回避術

芝田 麻里 [監修]

芝田総合法律事務所
代表弁護士

産業廃棄物処理業経営塾OB会 [編]

将来の産業廃棄物処理業経営を担う人材を育成すべく、(営財)産業廃棄物処理事業運営財団が事務局となって全国の経営者層等を主な対象として開講される「産業廃棄物処理業経営塾」の卒業生による自主設立団体。

産業廃棄物処理業経営塾OB会 10周年記念

廃棄物処理実務の主要プレイヤーである処理業者が、異物混入や火災、漏えい事故等業務の中で起こり得る様々なリスク事例から代表的なテーマを集約。問題の所在や法令違反や事故のリスクを回避するためのポイントについて解説を加えた実務ベースの事例集です。



1

全国の廃棄物処理業者から集めた「コミュニケーションエラー」に起因するリスク事例を収録!

▶「生きた実例」で問題の所在、リスク回避のポイントがわかる!



2

廃棄物処理業務に役立つオリジナル資料「自治体別県外廃棄物の流入規制状況」収録!

▶自治体ごとの運用の違いがひと目でわかる!

詳細・お申し込みはコチラ
＜クレジットカードでもお支払いいただけます＞



第一法規

検索

CLICK!



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

理事会・評議員会を開催

令和3年12月3日(金)に第40回理事会、同月13日(月)には第25回臨時評議員会(書面決議方式)が開催され、それぞれ以下の議案について承認等を頂きました。

第40回理事会

第1号議案 「業務方法書の一部改正案(案)」に関する件

第2号議案 「企画・運営委員会委員の選任」に関する件

第3号議案 「評議員会の開催(書面)」に関する件

選任された企画・運営委員会委員は以下のとおりです。

(前任)並河 治 前(一社)電子情報技術産業協会 環境推進専任部長

(後任)木村 司 (一社)電子情報技術産業協会 事業推進部 担当部長(環境担当)

(前任)目黒雅也 前(一社)日本自動車工業会 環境統括部長

(後任)遠矢 斉 (一社)日本自動車工業会 安全・環境領域2部担当部長

(前任)森 隆 前(一社)日本建設業連合会 環境部長

(後任)天川紀子 (一社)日本建設業連合会 環境部長

第25回臨時評議員会(書面)

第1号議案 「評議員の選任」に関する件

選任された評議員は以下のとおりです。

(前任)御手洗伸太郎 前(一社)日本建設業連合会 常務執行役

(後任)吉岡健一郎 (一社)日本建設業連合会 常務執行役

産業廃棄物処理業 経営塾OB会

オンライン施設見学勉強会 「2050脱炭素社会の実現へ」開催

経営塾OB会では、毎年、先進的な事例や取組を学ぶ機会として施設見学会を開催しています。

令和3年度は、一昨年10月のカーボンニュートラル宣言以降、関心が一層高まっている‘脱炭素’に関連して、2021年11月19日（金）に佐賀市のCCU（Carbon dioxide Capture and Utilization：CO₂回収・利用）の取組事例を見学しました。今回もコロナ禍対応のため、昨年度同様オンラインで開催しました。

今回は特に、ごみを焼却した排ガスからのCO₂分離回収、回収したCO₂の利用を通じた、地域の新たな産業育成の取組について学ぶ機会として、まず佐賀市清掃工場CCUの心臓部であるCO₂分離回収設備の整備に関わった東芝エネルギーシステムズ（株）の宇田津様よりCCUS技術全般や事例について紹介いただきました。次に、佐賀市バイオマス産業推進課の深川様、成住様より、‘バイオマス産業都市さが’のコンセプトのもと、バイオマス事業の推進による地域の新たな産業創出の取組等について、紹介いただきました。以下、その概要をご紹介します。

◆東芝エネルギーシステムズ（株）

同社は、持続可能な社会の実現に向けて、火力、

原子力、再生可能エネルギー、水素エネルギー、電力流通等幅広くエネルギー関連事業に取り組んでいます。

CCS/CCUとは、などの基本から、地球温暖化問題における役割、技術概要、運転制御のポイント、事例紹介など、幅広く紹介をいただきました。

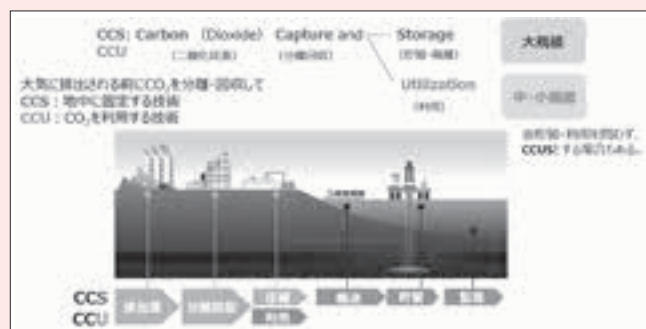


図1 CCS/CCUとは？

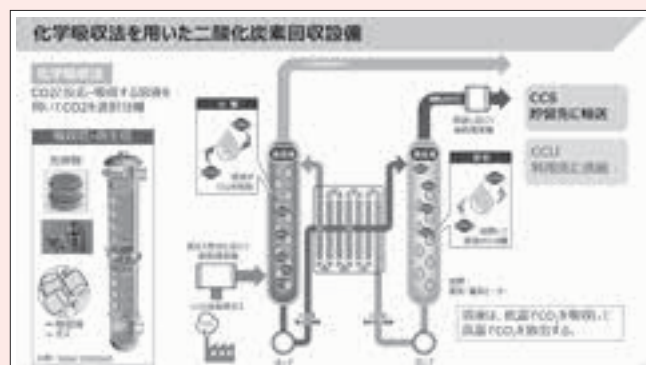
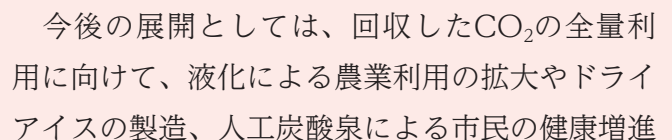
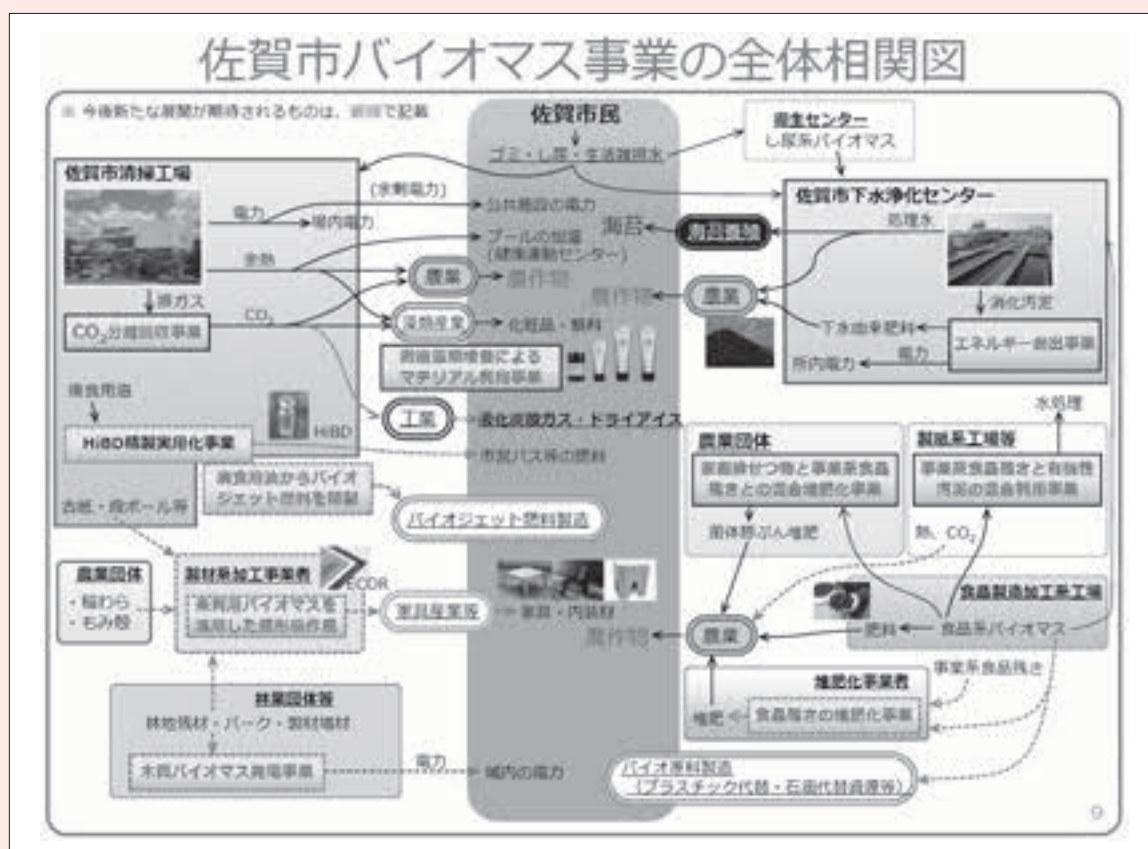
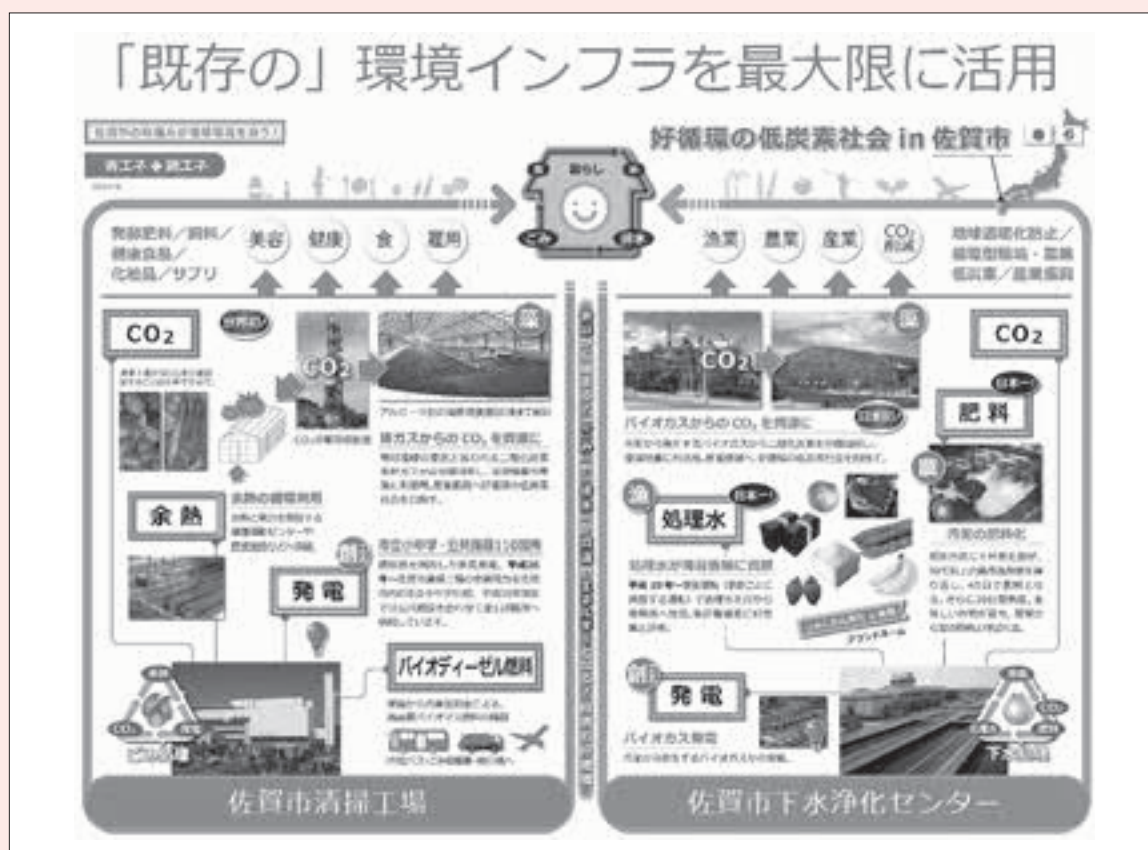


図2 化学吸収法を用いたCO₂回収設備

また、本設備が対象とするのは、ごみの燃焼排ガスのため、廃棄物の投入タイミング、廃棄物の種類、施設運用など様々な理由で、排ガスCO₂濃度は9～13%間で短周期的に増減します。この変動に合わせて運転員がプラント条件を変更するのは保守・運用上負荷が大きいという問題があり、この問題の解決のため、運転自動化によるプロセス設計を実施し、運用したことが技術上のポイントとのことでした。

これにより、環境インフラの共通課題（NIMBY）を解消し、「地域に歓迎される施設」に転換することを目指しています。





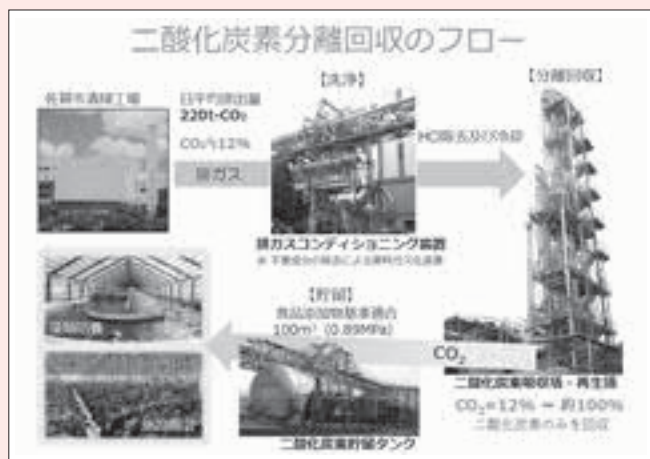


図7 二酸化炭素分離回収のフロー



図8 二酸化炭素活用の今後の展開(案)

など、市民生活により近いところでの利用を検討しています。

経営塾OB会の施設見学としては今回で14回目になります。昨年度同様、今回もリモートならではの総勢93名の参加となり、関心の高さが伺えました。

今回見学させていただいた佐賀市の取組は、地球温暖化の原因となっているCO₂を回収し、それを活用することが地域振興につながるところが素晴らしく、今後の展開も楽しみです。産廃焼却施設単体でこの規模の施設整備や、さらには周辺施設誘致までは難しそうですが、自治体と連携し、バイオマス産業都市や地域循環共生圏の枠組みで取組むことができれば、と発想を拡げる貴重な機会となりました。

最後に、今回の施設見学に際しまして、東芝エネルギーシステムズ(株)並びに佐賀市の皆様には大変お世話になりました。この場を借りて深く御礼を申し上げます。

(経営塾事務局)

企業

経営塾 OB会

紹介

(株)安部工業

代表取締役会長 経営塾15期生
安部 竜司

企業名 株式会社安部工業

所在地 宮城県黒川郡大和町松坂平8丁目3番4

代表者 代表取締役社長 木下洋史

創業 平成4年10月22日

設立 平成4年10月22日

資本金 1,000万円

弊社は、平成4年10月に仙台市に本店を置き創業いたしました。創業期は、宮城県内を中心に、地元最終処分場や中間処理場とタイアップし、産業廃棄物の収集運搬業を事業の柱として展開して

まいりました。収集運搬業の許可は宮城県を含め東北6県、関東から北陸地方と順次取得していき、北海道を除く関東以北の東日本全域を網羅しております。現在では静岡県と愛知県も取得しており、



本社・中間処理工場



収集運搬車両

許可取得範囲を拡大しております。また、宮城、青森、山形、岩手、秋田、栃木、東京、神奈川の特別管理産業廃棄物収集運搬業も取得しております。

平成18年11月には、宮城県黒川郡大和町で産業廃棄物中間処理場(破碎許可)をオープンしました。安定型5品目+紙くず、木くず、繊維くずの処理が可能で、建設系の廃棄物を中心に、自動車等破碎物や混合廃棄物といったあらゆる廃棄物の減容化と再資源化を行っています。24時間許可

となっており、日勤・夜勤合わせて2交代制で実質16時間稼働し、廃棄物の適正処理を実現しております。工場の名称は「はーとふるリンク・あべ」。「自然にやさしく」をテーマに、産業廃棄物の再資源化や最終処分といった適正処理へとつなぐ中間地点として、また人と人をつなぐネットワークの中継点として、その役割を果たせるようにとの願いから名付けました。

また、昨今頻発する集中豪雨や台風、地震といった災害では、発生した廃棄物の初動対応や、設置された廃棄物の集積所での分別・搬出業務など、長年培った産業廃棄物処理のノウハウを生かして、発災後の復旧作業の一助を担っております。今後は、起こってはほしくない災害ですが、災害が起きた際には、復旧復興が1日でも早く達成されるように、同業他社とのネットワークを深め、地域の「万が一」に備えて活動してまいります。

弊社は、今年10月で創業から30周年を迎えることになりますが、これから10年、20年先も見据え、社員一丸となって一步一步成長してまいります。



岡山豪雨災害廃棄物処理



台風19号災害廃棄物(稲わら)搬出

(株)貴藤

代表取締役 経営塾第15期生
池ノ谷 新吾

企業名 株式会社貴藤

所在地 東京都昭島市拝島町3-1-3

代表者 代表取締役 池ノ谷新吾

設立 平成2年11月16日

資本金 5,000万円

弊社は平成2年11月より産業廃棄物収集運搬業者としてスタートし、平成18年に立川工場で処分業（中間）許可を取得。平成20年に昭島工場を、平成21年末に羽村工場を開設し、主に建設系産業廃棄物の収集運搬と中間処分を行っております。性状が安定しない建設系廃棄物のリサイクル事業は大変難しいものではありますが、59台の収集運搬車両と3工場受入体制で収集から中間処分を一貫して行い、品目ごとにそのリサイクルに特化

した豊富な2次処理先を準備し、安定した処理体制を構築しています。

ここ数年は社内体制にも目を向け、ISOの推進や働き方等の問題解決に取り組むために「ISO推進室」「社員就労満足度向上委員会」を設置し、SDGsに対する活動を含めた環境に配慮した事業活動と社員の就労環境改善に努めています。また社内業務システムを新たに導入し、事務作業効率



貴藤グループ社屋



羽村工場(中間処分)



立川工場(中間処分)

の改善と経費削減及び生産性の向上を図っております。

さらに「BCP(事業継続計画)」策定を開始し、自然災害等のリスクだけではなく、日々の事業活動における大小様々なリスクまでを全て洗い出し、危機管理体制の確立と充実を目指し日々活動しています。

廃プラスチック類の国内処理問題やコロナ禍など、予想もしなかった情勢不安に襲われることも多いのですが、決してぶれることの無い基盤を作り上げ、

- ①関係法令を遵守し、社会から信頼され愛される会社であること。
- ②社員は常に社業の発展を促進し、発展した結果が社員一人一人の発展へとつながる会社であること。
- ③自然環境を守るクリーンな企業活動への追求を決して怠らない会社であること。
- ④常に誠実であり、高い志を持つことを忘れない会社であること。

⑤お客様満足度の向上を常に考える会社であること。

を経営理念とし、また処理施設の増強も検討しながら、今後も資源循環事業を推進してまいります。

■グループ会社

(株)貴藤ホールディングス：廃棄物処理及び建物解体、環境事業に関するコンサルタント

(株)エコフジ：総合解体業

(株)ヒカシン：産業廃棄物収集運搬業



昭島工場(中間処分)

「起業しました！」

経営塾10期生 今井 佳昭



(株)WIN&WIN ロゴ

私と産業廃棄物業界との出会いは、かれこれ33年位前、初めての転職先で、「東京都江戸川清掃工場」の環境アセスメント業務に携わらせて頂いたことが始まりかと記憶しています。1988(昭和63)年の話です。その後、多摩地区の一部清掃事務組合の焼却施設や最終処分場、民間の中間処理施設等の環境アセスメント業務を経験させて頂きました。また、1994(平成6)年頃からは自治体の環境基本計画や一般廃棄物処理基本計画等の計画策定業務に携わらせて頂き行政の仕事の進め方について学ばせて頂きました。

2回目の転職先では、今の私がライフワークと決めた資源循環の礎となる金属資源リサイクルのイロ



ハを学ばせて頂くとともに関西の廃棄物大手との新会社設立や産業競争力強化法に基づく官民出資ファンドの資本参加のお膳立て、「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」の幹事会社の責任者としての参画等、普通ではなかなか出来ない経験をさせて頂き感謝の念でいっぱいです。これまでに会った、そして支援して下さいた全ての方に恩返しがしたく今年5月に起業しました。

特定の企業に貢献するのではなく業界全体に微力でも貢献したいとの思いで清水の舞台から飛び降りてしまいました……。

社名は(株)WIN&WINです。本当は「&」ではなく「∩」を使用したかったのですが登記上の規制から断念。でも起業の志は「A∩B」。「ヒトとひと、モノとひと、コトとひと、知恵とひと、想いとひと、あらゆるものの交差点」です。何かございましたらお声がけ下さい。御最良に！

(株)WIN&WIN

編・集・後・記

「会長が会いたいと言っているのに、来てくれないか」

電話の声の主は読売新聞社の秘書室長。1990年の秋だった。

会長とは務臺光雄名誉会長(秘書室長のTさんは「名誉会長」でなく「会長」と呼んでいたのを、以下「務臺会長」)。務臺会長は亡父にとって墓誌にまで名前を刻む、生涯でたった一人の肝胆相照らすボスだった。

電話のあった日から1、2週間ほど前、筆者の勤める東京大手町にある経団連の会議室で読売国際経済懇話会が開催された。筆者は同僚とともに、輪銀総裁の講演を傍聴するために参加した。ひな壇には、来賓の輪銀総裁、主催者である読売新聞社の務臺会長ともう一人の経営者の3人が並んで座っていて、昼食をとっていた。

務臺会長を見たのは初めてだったが、父から毎日のようにその人柄や数々のエピソードを聞いていたため、悠長にランチなど食べているところではない。思わず席を離れ、食事時の務臺会長の後ろに回り、耳打ちするかのように挨拶をした。

ひな壇の3人はいずれも亡父とゆかりのある人だとわかっていて、ほかの二人には目もくれず、務臺会長のところに一直線に向かったのが本人に伝わったらしい。おかげで、挨拶された務臺会長は筆者の緊張をよそに終始ご機嫌そうで、会話がしばらく続いた。100名を超える参加者がいる中で、ひな壇で何やら務臺会長とヒソヒソ話をしている経団連の若手職員。なんとも奇妙な光景に、同僚や読売新聞の関係者をはじめ、気が付いた人たちは「えっ」と驚いた顔をしていた。

ところが、務臺会長は筆者を長兄と間違えたらしい。「岩手から青さんの

息子がわざわざやって来たよ」と亡父に電話をかけてきた。輪銀総裁の話聞いても長兄ではチンプンカンプンであることを理解していた亡父は間髪入れず「それは経団連に勤めている三男」と「修正」したため、さっそく経団連に連絡してきたというのが顛末である。

務臺会長の部屋で、就職試験並みに緊張しながらも、経団連に8年ほど勤め、中国留学から帰国したばかりであることなどをお伝えした。「経団連に8年いれば、経済のことはわかるな」と独特な言い方で励ましてくれたことは今も脳裏に焼き付いている。若いころ、務臺会長は中国の国民革命に共鳴されていたことから、筆者の中国留学にも親しみを持ったようだった。

「販売の鬼」務臺光雄は、このささやかな「会談」の翌年4月に亡くなられた。仁義に厚い、すばらしい経営者だった。

(青山)



産廃振興財団NEWS 2022.1 vol.29 No.105

発行日 令和4年1月28日

発行人 加藤 幸男

発行所 公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団
〒105-0001
東京都港区虎ノ門1-1-18 ヒューリック虎ノ門ビル10階
TEL (03)4355-0155 FAX (03)4355-0156
URL <http://www.sanpainet.or.jp>

印刷 (株)環境産業新聞社



この印刷物は、E3PAのゴールドプラス基準に適合した地球環境にやさしい印刷方法で作成されています
E3PA:環境保護印刷推進協議会
<http://www.e3pa.com>

